

令和元年第4回平群町議会

定例会会議録（第3号）

|   |   |   |
|---|---|---|
| 招 集 年 月 日                                     | 令和元年9月13日   |   |
| 招 集 の 場 所                                     | 平群町議会議場   |   |
| 開 会 （ 開 議 ）                                   | 9月13日午前9時0分宣告（第3日）  |   |
| 出 席 議 員                                       | 1 番 岩 崎 真 滋<br>3 番 山 本 隆 史<br>5 番 稲 月 敏 子<br>7 番 山 口 昌 亮<br>9 番 山 田 仁 樹<br>1 1 番 下 中 一 郎  | 2 番 長 良 俊 一<br>4 番 井 戸 太 郎<br>6 番 植 田 い ず み<br>8 番 森 田 勝<br>1 0 番 窪 和 子<br>1 2 番 馬 本 隆 夫  |
| 欠 席 議 員                                       | な し   |   |
| 地方自治法第121条<br>第1項の規定により<br>説明のため出席<br>した者の職氏名 | 町 長<br>副 町 長<br>教 育 長<br>会 計 管 理 者<br>政 策 推 進 課 長<br>総 務 防 災 課 長<br>税 務 課 長<br>住 民 生 活 課 長<br>健 康 保 険 課 長<br>福 祉 課 長<br>観 光 産 業 課 長<br>都 市 建 設 課 長<br>教 育 委 員 会 総 務 課 長<br>上 下 水 道 課 長<br>政 策 推 進 課 主 幹<br>政 策 推 進 課 主 幹<br>総 務 防 災 課 主 幹<br>総 務 防 災 課 主 幹<br>税 務 課 主 幹<br>福 祉 課 主 幹<br>福 祉 課 主 幹<br>観 光 産 業 課 主 幹<br>観 光 産 業 課 主 幹 | 西 脇 洋 貴<br>植 田 充 彦<br>岡 弘 明<br>橋 本 雅 至<br>大 浦 孝 夫<br>川 西 貴 通<br>山 口 繁 雄<br>北 樋 口 政 弘<br>辰 巳 育 弘<br>西 岡 勝 三<br>島 野 千 洋<br>今 田 良 弘<br>松 村 嘉 容<br>寺 口 嘉 彦<br>酒 井 智 志<br>福 井 伸 幸<br>山 崎 孔 史<br>東 川 雅 俊<br>藤 本 佳 利<br>乾 宏 美<br>松 本 光 弘<br>川 端 康 嗣<br>寺 口 浩 代 |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>地方自治法第121条<br/>第1項の規定により<br/>説明のため出席<br/>した者の職氏名</p> | <p>観光産業課主幹<br/>都市建設課主幹<br/>教育委員会総務課主幹<br/>教育委員会総務課主幹<br/>教育委員会総務課主幹<br/>観光文化交流館長</p> | <p>井 上 嘉 久<br/>竹 吉 一 人<br/>太 田 育 代<br/>浦 井 久 嘉<br/>北 川 貴 史<br/>林 勝 之</p> |
| <p>本会議に職務の<br/>ため出席した者<br/>の職氏名</p>                     | <p>議 会 事 務 局 長<br/>主 幹<br/>書 記</p>   | <p>西 谷 英 輝<br/>高 橋 恭 世<br/>和 田 里 絵</p>                                   |
| <p>議 事 日 程</p>  | <p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>  |  |

一般質問発言順序

| 発言<br>順序 | 議席<br>番号 | 氏 名    | 質 問 要 旨  |
|----------|----------|--------|--|
| 6        | 1 1 番    | 下中 一郎  | 1 まち・ひと・しごと創生総合戦略について<br>2 恋まち・育まち・へぐりっち事業について   |
| 7        | 1 2 番    | 馬本 隆夫  | 1 中央公民館東側の忠魂碑について<br>2 矢田山に（仮称）東西線の道路建設を<br>3 総合スポーツセンターのグラウンドを人工芝に<br>4 公共交通空白地域の解消について                                   |
| 8        | 2 番      | 長良 俊一  | 1 学校における働き方改革<br>2 平群町の農産物とPR事業について<br>3 今後の財政見通しについて  |
| 9        | 6 番      | 植田 いずみ | 1 待機児ゼロのこども園運営について<br>2 新しい図書館運営と学校図書館の充実について  |
| 1 0      | 1 0 番    | 窪 和子   | 1 S D G s （持続可能な開発目標）の推進につい<br>て<br>2 受動喫煙対策の強化について<br>3 災害被害者に対する町税等の減免措置について<br>4 特殊詐欺防止対策機器購入に補助制度の導入を<br>5 障害者手帳のカード化を |

令和元年第4回（9月）  
平群町議会定例会議事日程（第3号）

令和元年9月13日（金）  
午前9時開議

日程第1 一般質問

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆さん、おはようございます。連日お疲れさまでございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和元年平群町議会第4回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は10名の議員から提出されており、昨日に5名の議員の一般質問が終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

まず、発言番号6番、議席番号11番、下中君の質問を許可いたします。下中君。

○11番

11番、下中一郎でございます。通告に基づきまして2点について質問をいたします。

まず1点目、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてをお尋ねをいたします。国が策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方や政策5原則等をもとに、本町における人口減少と地域経済の縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指し、本町における人口の現状と将来の展望を提示する人口ビジョンを踏まえて平成27年度から令和元年度までの5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめ上げた本計画であります。最終年である令和元年度での目標達成状況についてお聞きをいたします。

まず1点目は、本計画も残すところ半年余りであります。最終の令和2年3月まであと少しであります。現状の達成状況についてお伺いいたします。目標値をクリアしている施策もあり、若干上向きにあるものもあるが、全く上昇傾向にないものもあると思っておりますが、現状での目標達成状況についてお聞きをいたします。

次に2点目として、この5年間で本計画をもとにまちづくりが進められてきましたが、第5次総合計画との相乗効果を生み出すべく立てられたものであります。約5年間実施されてきた本計画の総括をお聞きをいたします。

3点目として、政策体系表では第5次総合計画との関連性を重視し、住民協

働を基本に総合戦略に掲げた事業の推進に取り組み、また、事業実施するための財源確保について国の動向、補助メニューに注視し、今後の事業展開を検討していくとなっています。とりわけ5年間だけという短い期間の本計画でありましたが、終了後、第2期総合戦略として改訂して続けていくのか。また、これで打ち切るのか、本計画の今後についてお聞きをいたします。

4点目として本計画の最大の目標である人口増、特に若者世帯の定住化であります。一極集中是正のために関係人口の増加を目指す方向性が打ち出されていますが、本町において、この関係人口の増加という考え方についてどのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

2点目、恋まち・育まち・へぐりっち事業についてお伺いいたします。人口減少が続く中、年々進む高齢化や少子化、特に深刻な問題として若者世代の流出、減少がこれからの地域づくりやまちづくりを進めていく上で大きく立ちちはだかる課題であります。この難局を乗り越えていくために子育て支援策や少子化対策などさまざまな施策が実施されています。そのような中、少子化対策強化事業として、平成27年度から恋まち・育まち・へぐりっち恋愛子育て支援宣言事業が継続実施されております。事業開始以来、主にセミナーとかイベント、研修会等の開催でありましたが、住民協働によるまちづくりを具体化するために、出会い、恋愛、結婚、子育てを町全体で応援していく体制、仕組みづくりとして、平成30年1月、おせっかい隊が組織されました。

そこで、2点についてお聞きをいたします。

まず1点目として、婚活・子育て支援応援隊として活動していくにはおせっかい隊の人数が、十数名の方が必要と思いますが、発足当初よりふえているかどうか。その後の募集状況と現在どのような活動をされているのか、お聞きをいたします。

次に、子育て支援事業として27年度から毎年実施されています婚活イベントの開催について、今年度はどのような計画を持っておられるのか、お聞きをいたします。

以上2点でありますので、よろしくお聞きをいたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、下中議員の1点目、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお答えを申し上げます。

本町では国の長期ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略を受け、国と地方が一体となって地方創生に取り組むべき基本的な考え方を踏まえて、平成

28年3月に平群町人口ビジョンと平群町まち・ひと・しごと創生総合戦略を5カ年計画として策定をしたところでございます。

そこで、議員の御質問の1点目でございますが、総合戦略の現時点での達成状況についてでございます。この総合戦略の数値目標は基本目標の1点目といたしまして、「若者が住みたくなるまちをつくる」ではこの戦略の肝となる定住化人口を掲げております。同じように、基本目標の2といたしまして、「子育てしやすい、子育てしたくなるまちをつくる」では合計特殊出生率出生数を、基本目標の3「新たな雇用と交流をつくる」では商業、製造業の従業者数と観光客数を、基本目標4の「地域を守り、地域をつなぐ」では町の現状についての満足度をそれぞれ数値目標として設定をしております。これら四つの基本目標に設定した数値目標を達成するため、それぞれ具体的な施策と重要業績評価指標を定めています。現時点では基本目標で設定した目標値の達成状況は把握しておりませんが、それぞれ個別事業や施策が重要業績評価指標の達成状況に近づいているものもある一方、未達成のものがあるのも事実でございます。なるべく早い時期をめどに集約をしてまいりたいというふうに考えております。

2点目の御質問でございますが、5年間実施してきた本戦略の総括についてでございます。議員お述べのとおり、第5次総合計画との相乗効果、特に人口対策を抜粋した本戦略では、地方創生や定住化といった人口対策は一足飛びに実現できるものではございませんが、平群町が誇れる魅力ある施設や特色ある自然環境、心豊かで人と人との温かいつながりなど町の魅力が確認できたと思っておるところでございます。第5次総合計画を基本に策定した総合戦略については、国の有利な財源措置が可能な事業から平群の地方創生ということで着手することができたところでございます。これにつきましては一定の効果があったというふうに総括をしておるところでございます。

次に、3点目の御質問でございますが、第2期総合戦略の改訂はどうされるのかというところでございます。国は地方創生の充実、強化に向け、切れ目のない取り組みを進めることが求められていることから、現行の総合戦略を検証し、次期総合戦略の策定を進める必要であると示しております。また、これに伴う必要な支援を地方に向け実施するという事もあわせてしておるところでございます。1点目の御質問でございました達成状況というのを踏まえまして、これから国の動向に、とりわけ平群町の場合、非常に財政的に厳しいところもございまして、財政的な支援に注視をしながら第2期の総合戦略の策定を検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の人口増、特に若い世代の定住化についてでございますが、国の次期総合戦略における新たな視点を持って取り組むとしておるところでござ

います。この国においての5年間の地方創生の総括として、東京一極集中は結果としてとどまらず、むしろ進行したことから地方への移住定住の考え方に関係人口の創出拡大を加えたところでございます。そのためには国の財政支援を期待し、それを最大限に活用した若者世代の移住意識を喚起するような施策の展開が必要ではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長

下中君。

○11番

政策推進課長、丁寧な答弁ありがとうございます。順次再質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目の達成状況ということで、まだ少し時間もあるし、全部集約し切れていないというのは、これは現状かと思えます。そんな中でちょっと私がばらばらと拾った部分で例だけ示しておきます。物すごく達成したもの、大体いったもの、全くいってないもの、いろいろありまして、一番よくできたというのか、達成状況がいいのは定住化促進事業ですね。これ、目標90件。これ、30年度、139件、881名ということで、かなり立派な成績です。それから平群ブランドの件数、これ、目標10件でありましたけども14件まで伸ばしていただいたということでございます。それから横ばいといっているのは、企業誘致が3件が3件であると。それから、住民の方が楽しく集われるふれあい農園、これは116件でありましたが91区画と、ちょっと若干下回ってますけど、まずまずの成績であります。

それと比較してかなり厳しいのがね、空き家バンク登録件数。50件目標が4件しかない。これ、大変なことですね。空き家がだんだんふえてる中でこのような状態ではかなりしんどいなというところ。それとシルバー人材登録件数も200件を目標であったが現在107名というふうに聞いております。それで今、来年の文化センターのオープンを目指して頑張っておられますが、中央公民館の利用者数。目標6万人、これね、30年度、4万3,000弱です。長らく5万人と言われてました、中央公民館。5万人余り使ってる。町民の方がたくさん使っていておられますも5万人。それが今5万人切って、4万3,000。

このようにしてね、平群ブランドとか定住化のように大きくクリアしてる部分もありますが、かなり下回ってる、全く水準に達してない、また下降してるという部分もあると思いますがね、これをどうするかが問題ですわね。だから、目標値を下げる、これはなかなか難しい話ですけども、新たな検証が必要では

ないかと思いますが、その点についてどのように考えておられるのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

それから、2点目、計画の総括ということで、これ、大変難しい問題で答えにくい部分もあったと思います。しかし、国の補助メニューも活用しながら5次総との相乗効果で、ある一定の効果が出たというように今、答弁されました。私もそのように思います。目標値の全部全部がかなえているわけではないですけども、やはり、ある程度達した部分もありますので、ある程度一定の効果があつたと私もそのように思います。これについてはね、今現在5次総の検証が終わったと思います。ほんで、これで後期基本計画を策定する、入っていくという段階だと思いますが、その辺の5次総の後期基本計画とリンクする部分もありますのでね、その点どのように捉えられているのかお伺いをいたします。

3点目、今後の計画について。国の動向を補助メニュー等も考えながら第2期については検討していくというふうになっております。これ、確かに29年度の政策体系、これにはね、第5次総合計画との関連性を重視し、住民協働を基本に総合戦略に掲げた事業の推進に取り組みということだけになっておりました、29年度の政策体系は。30年度はそれプラス事業実施するための財源確保について国の動向に注意しながら事業展開を検討していくということになっておりますので、政策体系をまとめ上げた時点ぐらいから、今後の計画については第2期も考えていってもいいのではないかなというふうに思われてきたと思いますが、その点についてよろしくお願ひいたします。

それから、4点目、関係人口の考え方、これは中央のほうでこういう考え方が示されて、平群町に合うかどうかはこれはわかりません。移住していきいたい人とか定住していきいたい人でもなくね、ただ地域や地域の人々と多様にかかわる、そういう人口のことですので、なかなかちょっと平群町に合うかどうかはわかりませんが、今、大浦君が言ってくれたように、若者世代の移住意識を高める、これが一番肝でございます。この施策がどのようにしていくかが問題ですので、これについては私もなかなか名案はございません。子育て支援策とかいろいろやっておりますけども、一長一短でこれといった策がないのが現状かなと思います。その点についてね、何かいい提案があるや、こういう考え方もあるというのであればお知らせ願ひたいと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、下中議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、再質問の1点目でございますが、この総合戦略について新たな検証が必要ではないかというところでございます。議員、再質問のところでお述べいただきましたように、計画の中で目標達成に達しておるもの、また達していないものが多々ございます。当初この計画をつくった時期と今とでは多少社会情勢も変わっておるのかなというところもでございますが、やはり当初計画と申しますか、この戦略で見込んでおったところがなかなか具体的な、うまいこと行政の施策の中で回ってないというのが一つ課題としてあるのかなと思っております。それぞれ個々の評価指標の中で申し上げていきましたら、課題であったりとか、できなかった、またできたというところでの理由があると思いますので、今後、さきの答弁で申し上げました総括をする中では、そういったできた理由、できなかった理由についてはちゃんと丁寧に確認作業をしていきたいというふうに考えております。

それとあわせて、こういった計画物でございますので、当初見込んでおったけども、計画策定時点において見込んでおった事柄というのがやっぱり実際にやってみると、ちょっとなかなか平群に合わなかったかな、そぐわなかったかなというところも往々にしてあるところでございます。総合計画でも当初の策定した中身と今とどうなんだというふうな評価も当然あるかなと思っておりますので、そういったそもそもの目標と定めた内容についても、本来それで正しかったのかどうかというところの検証も合わせてしていく必要があるのかなというふうに考えております。達成できたもの、できなかったものについては、やっぱりそこは当然、総論といたしましては我々が定めた計画でございますので、できなかったものについてはやっぱり真摯に反省をしながら受けとめていくという姿勢は大切であるというふうに思っております。

次に、2点目の一定の総合計画との関連ということでございますが、そこであわせて、この5年間の総合戦略の中で一定効果があったというところがございます。この総合戦略につきましては割と計画の5年間の変遷というところになるかなと思うんですが、当初この地方創生の事業ができたときというのは、割と当初はいわゆる地域の自主性を重んじていただいたような事業展開ということで、割と今、平群町で何が必要なんだというふうなことで事業の選択をさせていただいて、それに伴う財源措置をしていただいたというのがございます。ただ、年数たつことによって、やっぱりこのそもそもの地方創生の目的ということで、新しい新規事業で、かつ一定の計画に基づくべき事業やということで、なかなか事業の制約と申しますか、考え方も多々出てまいりましたので、なかなか平群町の今やりたいこととこの事業で採択していただける事業に少し温度差が出てきたのかなというのは正直思っております。そういうところで、特に

後半については地方創生関連の対象事業というのが少なくなった、先細っていったのかなというふうな総括はしておるところでございます。ただ、この事業ができた26年の基礎分、27年の交付分、28年の加速化交付金等のさまざまなメニューによっては、非常に町の財政的なものを含めて、大分有利に働いたっていうところは正直ございますので、そこは一定評価していきたいなというふうに考えております。

次に、第2期総合戦略の策定でございますが、それをどう考えていくのかというところでございます。これにつきましても、国の基本的な考え方としましては第2期の総合戦略をつくっていくというふうなことでございます。平群町におきましても、今どういうふうな状況かということを再度検証しながらになるんですけども、策定に当たりまして一定の国のほうも市町村に対しての財源措置と、財政支援ということを申し上げておりますので、そういったものがどの程度措置いただけるのかということで、その辺を勘案しながらこの第2期の総合戦略の策定については当たっていききたいというのがまずもって正直なところでございます。そういった国の動向に注視をしながら、策定については検討してまいりたいというところでございます。

次に、4点目の関係人口の考え方でございますが、これも今、議員お述べいただきましたように、なかなか一朝一夕にいくものではないというのは我々も十分承知しておるところでございます。非常に一般的な話になるのかわかりませんが、基本的に関係人口の構築というのはまず平群町というのを知っていただく。いろんなメディアであるとかツールを通じて我々が発信をして、平群町を知っていただく。次に平群町に来ていただく、それはいろんなイベントであったりとか、例えば平群町が持っている資源を活用して、外にアウトプットすることによって「ああ、平群町ってこんなんあるな」「こういうもんがあるんやな、1回行ってみようか」というふうなそういう喚起を促していくというようなことにつなげていく、ほんでその二つを総括して、やっぱり平群に住んでみようかというふうな人口をふやしていくというのが一番大事な取り組みかなというふうには思っております。

ただ、今申し上げたこと、なかなかこれを実践していくというのは非常に大変なことでございますので、その辺はちょっと行政総体として考えていかならない課題かなというふうに思っております。ただ定住化につきましては、この戦略の中でも一定の成果があったということでございますので、その辺の施策の継続なんかも踏まえて今後総括していかなあかん課題であるというふうには考えておるところでございます。

以上です。

○議 長

下中君。

○11番

ありがとうございます。まず1点目、検証していくということですので、課題も多かろうと思います。実際、今、課長も言われたように立案した当初は「いや、これ、いい計画だ」と思っている、実際実行に移してみると平群町にそぐわない、いやあ、ちょっとねというふうな部分もあると思います。その部分については今後、次の機会には除外していくのかどうか知りませんが、きちりと本当に下回っている、なかなか上向きにならないという部分についてはきちりと検証していただいて、その課題を見つけ出していただくように、これはよろしく願いしておきたいと思います。

それと、2点目、計画の総括ということで、いろいろとるる答弁いただきましてありがとうございます。確かに第5次総合計画との関連から相乗効果ということで今後とも、これも次がどうなるかわかりませんが、できるだけいい計画ができるようお願いしたいと思います。それとちょっと余談ではないですけども、5次総の後期基本計画というものも検証されたと思いますので、できるだけ早い時期に基本計画をまとめ上げてね、最終年度に向けて頑張りたいと思います。これはその点でよろしく願いいたします。

それと、今後の計画については、これは今、課長のほうからも国の動向等の話もありましたように、次の計画も練っていくと、検討していくということですので、よろしく願いしたいと思います。

4点目、関係人口の考え方ということで、今、課長が言っていたように、平群町のいろんなイベントがある、また観光地がある。行ってみようかというて行く、あ、こんなすばらしいな、いや、こんなところに住みたいなというような注意喚起できるようなそういうまちづくりをしたいということを今言われました。まさにそのとおりだと思います。確かにここ最近、平群駅周辺で小さいミニ開発がぱらぱらとできて、そこに家が建って住んでおられるということがありましてね、やはり、できるだけ平群町を知っていただく。観光で来る人も商売で来る人もいろいろございますけども、その点できるだけ知っていただく、そういう方策を考えていただきたいと思います。我々もこの若者定住については頭を痛めており、いろんな提案もしておりますが、なかなかこれといった名案もございませんけども、何とか若者が1人でも2人でもたくさん来ていただくような施策を考えていただきたいと思います。

それと、一つ最後に町長にちょっとお伺いしますねけども、大浦課長が答えていただいたのとよく似た部分だと思いますけども、この本計画、総合戦略は

ある意味人口ビジョンに特化した、そのような計画であったと思います。現在5次総の後期基本計画の検証も終わり、最終年度に向かって新たな計画も本年中か次年度の早々ですか、に発表されると思いますけどね、そのような中、本計画は国の動向を注視しながら、補助メニュー等を注視しながら検証していくと答弁されておりますけれども、町長のほうもこのような考え方でよろしいですか。

○議長

はい、町長。

○町長

それでは、下中議員の御質問にお答えさせていただきます。

平群町においても28年3月に平群町まち・ひと・しごと創生総合戦略を、また人口ビジョンを四つの基本目標にして定めて進めてきたところでございます。国のほうでも第2次総合戦略の策定に向けて検討がなされているところであります。平群町でも今後、国の動向を注意しながら検証、総括を行って、第2期の策定に検討を行ってまいりたいというふうに考えております。また、関係人口につきましては、今、若者一極集中についてはいまだとまらず、地方の過疎化が進行しております。平群町としましても平群町の魅力をPRして、平群町に住みたいと思っただけのようなまちづくり、特に定住化促進、また雇用の創出、企業の誘致、そして、子育ての環境などに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

下中君。

○11番

西脇町長、力強い決意でありありがとうございます。今後そのような気持ちで、まちづくりのために頑張っただけきたいと思っております。この件はこれで結構です。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

それでは、下中議員の2項目めの恋まち・育まち・へぐりっち事業についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目のおせっかい隊の募集状況と活動状況についてですが、おせっかい隊の登録者数は平成30年1月の発足当初は4名でしたが、平成30年度において1人が脱会され、現在3名、男性1名、女性2名となっております。

1人でも多くのおせっかい隊に登録していただけるよう、町広報紙やホームページへの掲載をするとともに、福祉課窓口でのチラシの設置や子育て支援センターの講演会で勧誘するなどの取り組みを行っていましたが、新たな登録者はおられない状況であります。また、活動状況につきましては、今年度はこれまでに3回の会議を開催し、婚活イベントの企画等について協議を進めているところでございます。

次に、2点目の婚活イベントの今年度の計画についてですが、今年度は2月のバレンタインデーの時期に合わせまして婚活イベントを予定をしており、おせっかい隊と打ち合わせを重ねているところでございます。内容については企画段階ではありますが、平群ブランドの古都華のイチゴ狩りやスイーツづくり、また、平群ブランドのジェラートを提供するレストランで交流会を行う計画を考えております。早ければ11月ごろに町広報紙やホームページ等で周知を始めたいと考えております。

以上でございます。

○議長

下中君。

○11番

町全体で支えていくということで、おせっかい隊の結成もされましたけども、当初は4人でしたけども、1名脱落というのか何かで今現在3名ということで大変厳しい状況だと思えます。実際これがおせっかい隊と言えるのかどうか難しいところでありまして、いろいろ策を練って募集されておりますけども、なかなか応じていただけないというのが現実だと思えます。これね、なかなか私も1回一般質問させていただいたときに、各団体とも協議したらどうかともいろいろ提案をいたしましたけれども、いや、いい話やけどもなかなか、ちょっと私はそれにはというのが多いと思えますので、その点どのようにしていくのかなということで、実際に。一つはね、これ1回どうかわかりませんが、一番身近な民生委員さんと懇談会、会長とも相談してね、ちょっと持って、そこから広めていただくのも一つの方法かと思えますので、その辺どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

活動状況については、3人、4人ということでなかなか大きな活動はできないと思えますけれども、セミナーとかイベントの協力、研修会の開催など過去3回されたということですが、今後いろいろと婚活イベントに関していろんな会合もあると思えますので、そのときにはどんどん出ていただいて活動範囲を広めていただくということでお願いしたいと思います。

それと、2点目の今年度の開催ということで、2月のバレンタインデーの時

期を用意してるということで、イチゴ狩りとかジェラート、交流会でやっていくということですねけども、これ、過去1回ありましたな、イチゴのとき、何か。あったと思います。このときは物すごい好評でイチゴ狩りのつくっておられる方から悲鳴が上がったというぐらいよかったですねけども、実際そのときのカップルが誕生したかどうか知りませんねけども、やっぱり平群でイチゴということで、一番よく言われておりますので、時期的にはちょうどいいかなと思います。寒い時期でありますけれども、イチゴという大きな魅力があるのでいいかなと思いますので、ぜひ成功して行ってほしいと思います。

これ、2月に、11月ごろまでに大体段取りしていくということですねけども、今言える人数的にはどのぐらい予定されているのか。そのぐらいはわかると思いますねけども、その点よろしくお願いします。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

それでは、再質問にお答えいたします。

1点目の民生委員さんと懇談会をしてみてもいいということで、以前も御質問、提案していただいたと思います。現在、婚活のイベントは中止になっておりまして、おせっかい隊もまだ3名ということでまだそこまで至ってなかったのので、今のところ相談はしてなかったんですけど、今後につきましては、また地域のこと、かなり熟知されておりますので、また相談をかけながら懇談会というか、話をさせていただきたいと思っています。

2点目の今年度の人数の予定っていうところなんですけども、一応レストランというところお借りしますので、ほんで町バスも使おうかなと思ってますんで、30名程度ぐらいの予定を今のところ考えているところでございます。

以上でございます。

○議長

下中君。

○11番

1点目の募集についてね、いろいろと苦労されてると思いますけど、民生委員さんと1回確かにそういう懇談会持って、そしたら、いろんな人脈もあってね、また広がっていくかもわかりませんので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

それともう一つ、この募集で、これ、あんまり好ましい方法ではないと思いますねけど、最近いろんな役職に旧役場職員の登用が目立っておりますねけども、これ、本来はもっと民間から登用していただいたほうがありがたいですね

けども、役場OBの方にもちょっと声をかけてやっていただくのも一つの方法かなと思いますねけども、それもひとつお答え願いたいと思います。

それと婚活イベント、今度はかなりの人数ということで、男性15名、女性15名ということになっております。過去1回成婚して平群に住んでおられるということもありますのでね、今年度も何とか成功してね、1組でも2組でも住んでいただくことが一番の願いでありますので、これはまあちょっといろいろ案を練ってやっていただくとお思いますけども、財政的になかなか支援がない中での頑張りですので、それはよろしくお願ひしたいとお思います。町長、その辺の財政的な支援もよろしくお願ひしたいとお思います。

その役場職員さんのOBとの関係について、ひとつよろしくお願ひします。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

今御提案いただきました役場関係のOBさんということで、OBの方、行政に勤めておられて、地域の状況もいろいろ御存じだとお思いますので、そういう方おられるかどうかわからないんですけど、また相談もしながらちょっと当たってみたいとお思います。

イベント30名ということで、今、去年成立してなかったっていうことなんですけど、その前はね、実際は携帯の連絡とか連絡先をとれば一応OKということで、それで成功率28%ぐらいあったんです。去年は実際におつき合いしてもらおうという、ちょっとカップルの成立の条件を変えたということで成立のなかったということになったんですけど、今回は成立がゼロというのもあるんで、成立の定義をちょっと検討させていただいて成立を上げようかなと考えているところがございます。

○議 長

下中君。

○11番

おせっかい隊募集についてはそういうふうに役場の方、OBの方にもちょっと相談できる方はしていただいて、やっていただいたら結構かとお思います。

それと婚活についてはね、一番いいのは恋愛、結婚して平群町に住んでいただくのが最高ですねけども、なかなかそこまで行くのが少ないとお思いますけどね、やはり一つのきっかけとしてカップルになっていただくと。カップルが誕生する、2組でも3組でもよろしいですわね。やっぱりそういうことが一番、それが一番きっかけですので、そこから事が進んでいくということになりますので、それがその方法が楽にするとか、いや難しくするとかそんなんは別とし

てね、やっぱりできるだけそういうふうにかップルになりやすいような雰囲気づくりの婚活パーティーであってほしいなと私は思います。

いろいろと申し上げましたけれども、おせっかい隊の募集についてはできるだけ募集をすると、頑張ってくださいということと婚活については2月にはバレンタインデーに行われるということですので、できるだけ多くのカップルが誕生して、成婚して平群に住んでいただくということが一番願いでありますので、この成婚について祈っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、下中君の一般質問をこれで終わります。

ここで職員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

9時55分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時41分)

再 開 (午前 9時55分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号7番、議席番号12番、馬本君の質問を許可いたします。馬本君。

○12番

議長の許可を得ましたので、大きく4点について一般質問をさせていただきます。

まず1点目、中央公民館東側の忠魂碑についてでございます。現在の忠魂碑は、もとは役場の敷地内に建立されていましたが、昭和46年ごろに中央公民館新築に伴い移設されたと聞いております。忠魂碑の清掃などは遺族会の方々がされておられます。毎年福祉課主催により平群町戦没者追悼式が開催されており、ことしも10月開催が予定されております。来年4月オープン予定しております(仮称)文化センター建設費の財源内訳は国の補助金、起債に伴う交付税、町費、起債などです。3施設を1施設に集合する手法であり、旧の3施設は5年以内に解体しなければなりません。現在の中央公民館も5年以内に解体、撤去が義務づけられております。中央公民館、駐車場、忠魂碑などの敷地内には約200坪の私有地をお借りしております。

そこでお聞きいたします。

まず1点目、中央公民館は来年度から廃止される予定であり、現在の忠魂碑は借地に建立されていますが、現在のままで町が借地されるのか。

2点目、移設等のお考えならば移設候補地は。また、いつごろの御予定でございますか。

2点目について、矢田山に（仮称）東西線の道路建設を。この質問につきましては平成6年6月議会から15回の一般質問を行ってまいりました。本事業は県としても大事業であり、具体的には非常に高いハードルの事業であることは認識しております。しかし、この事業は将来の平群町発展がかかっているといっても私は過言ではないかと確信し、早期実現を切望、定期的に質問をしてまいりました。

今日まで（仮称）東西線の建設に向けての平群町としての取り組みの経過は、平成11年度に2市4町で組織された郡山土木協議会において、平群町が国道が168号線沿いに、及び国道25号線の交通渋滞や本町における東西線道路の必要性を提案、平成13年度には郡山市と平群町で共通課題としてワーキングチームが設立される。平成14年度にはワーキングチームで必要性、ルート案など県に相談しながら検討されました。平成15年度には郡山土木協議会において、郡山市、平群町との共通要望として奈良県に要望した結果、奈良県は、トンネル含む約3キロの新設道路となり、必要性や費用対効果を踏まえ、将来的な課題として考えているとの回答でありました。

また、平成16年から平成28年度の13年間は郡山土木協議会において、郡山市と平群町で共通課題として県に要望されましたが、15年度と同じ回答でありました。平成29年度の郡山土木協議会において、これまで1市1町、平群町と郡山市の要望事項として県に要望しておりましたが、（仮称）東西線は県北西部に広域的なメリットが期待されることから、本総会により2市4町の要望事項として奈良県に要望されました。引き続き平成30年度も2市4町の要望事項として奈良県に要望されました。

令和元年の7月16日に郡山土木協議会が開催されました。県に毎年（仮称）矢田山に東西線道路の事業化を要望していただき、本当に私は感謝をしております。昨年5月に患者を絶対に断らない、命を救う最後のとりでとして新奈良県総合医療センターへ平群、生駒市、三郷町、斑鳩町の一部地域、1市3町の住民は人命救助輸送路が確保され、心強く安心ができます。また、交通渋滞の緩和を初めとして火災時の緊急輸送路確保、経済発展、日常生活の利便性向上など（仮称）東西線道路の波及効果ははかり知れないものがあります。（仮称）東西線道路建設の要望が1市1町で取り組んでまいりましたが、平成29年度

より2市4町の要望になりました。町長初め担当職員の努力には改めて感謝をいたしております。

そこで質問をさせていただきます。

1、平成29年度と30年度の県の回答はどうでありましたか。

2、平成31年度の郡山土木協議会での（仮称）東西線の取り組みと今後の見通しについてお聞きください。

3点目、総合スポーツセンターのグラウンドを人工芝に。総合スポーツセンターは町民に健康維持、増進、及び心身の健全な育成を図るとともに、スポーツ振興、普及、振興に資するため平成8年に総合スポーツセンターが完成、体育館、グラウンド、テニスコート、ウォーターパークなどを擁した全施設がオープンをいたしました。グラウンド人工芝化によって付加価値を上げて、地域住民が今以上に親しみやすい地域環境づくりを推進するために提案をいたします。

平成30年度のグラウンドの利用種目の70%はサッカーで30%はグラウンドゴルフ、町民体育大会、ソフトボール、くまがしクラブなどが利用されております。現在のグラウンドは1万2,312平方メートルで人工芝グラウンドを新設すれば大人のコート1面、少年用のコート2面のサッカーコートができます。また、サッカー競技の使用目的を限定しないで、町内子どもの無料開放、グラウンドゴルフ、町民体育大会、レクリエーションなどの多目的用途にも利用ができます。

現在、奈良県内の人工芝、公共施設ではHOS生駒、生駒市高山に、それと奈良県フットボールセンターが田原本町に、橿原運動公園多目的グラウンドが橿原に、五條市上野公園グラウンドが五條市にあります。御所の朝町にグラウンドがあります。そして下北山スポーツ公園、これも下北山村。など6カ所が現在設置されております。サッカーは競技人口が多いスポーツで、特に人工芝グラウンドのマーケットは非常に大きく、今後もマーケットは拡大されます。

平群東小学校、平群中学校を卒業されたプロサッカー選手として活躍されております水原大樹、それと都築龍太さんなどの有名な選手も平群町から出ておられます。現在は、体育施設の管理運営は公益財団法人平群町地域振興センターで行われております。平群町地域振興センターは平成5年6月30日に平群町が出捐金1億円をもって財団法人を設立、その後、平成25年4月に公益財団法人に移行され、現在に至っております。

そこで質問をさせていただきます。

1点目、人工芝設置工事費は財政難の平群にとっては無理な話であると思いますが、財政確保として平群町が一般会計予算化せず、平群町地域振興センタ

一で予算化していただければよいと思います。総事業費8,800万円のうち独立行政法人日本スポーツ振興センターの4,800万と公益財団法人平群町地域振興センターの出捐金、1億円のうち4,000万を支出をすれば工事費はでき、平群町の財源には影響は出ませんが、どうですか。

2点目、財団法人設立に当たって出捐金1億円は使途などの指定正味財産があったのかなかったのか。

3点目、なかった場合、公益財団法人公益目的支出計画実施による基本財産となり、公益財団法人の意思決定で処分できる財産と思いますが、いかがですか。

4番目、スポーツ施設の年間指定管理費は今現在、平群町では8,000万円で、そのうち使用料の収入見込みで3,000万、差し引き5,000万円が委託費であります。平成30年度の総合スポーツセンターのグラウンド使用料は約60万円でありましたが、県内の人工芝設置されておられる6カ所のグラウンド収入は年間約600万から1,300万、よって本町のグラウンドに設置されれば町からの委託料が減額が期待されると思いますが、いかがですか。

5番目、人工芝が設置された場合、予想される問題点はどんな問題点があるでしょう。

6番目、人工芝グラウンドが新設されれば新たな誘客層の獲得となり、とともに平群町のPR、そして利用料増が大いに期待されます。行政法人日本スポーツ振興センターの補助金4,800万円の申請は11月ごろまでと聞いております。財政難の本町にとって財政負担のない公共施設の付加価値アップの事業であります。早急に平群町は公益財団法人が行う投資事業を速やかに応援すべきと思いますが、いかがお考えですか。

4点目、公共交通空白地域の解消を。移動手段を持たない住民や運転免許証の自主返納者、更新できなかつた高齢者など移動難民者が増加しています。公共交通網の整備は緊急課題であります。要は、基本は利用者が求めている地域公共交通でなくてはなりません。速やかに具体化すべきと考え、デマンド型交通を導入し、コミバスとの並行運行すべきと毎定例会ごとに質問を行ってまいりました。6月議会では総務防災課長は、三郷町のデマンドタクシーは平成25年度から運行されており、住民からの評価も高いと伺っております。三郷町のデマンドタクシーは平群町のコミバス運行日数よりも多く稼働し、町の経費も抑制され、効率的に運行されております。三郷町内全ての方が利用できることから、公共交通空白地域が解消された交通事業であると認識しています。また、町長は「デマンド交通導入については、現在の交通を維持しながらコミバスとの並行運行も考えなければならない。また、導入後の影響も考えて進めて

いきたいと思っております。なお、財政状況を見ながらプラン策定に取り組んでまいります」との一步前進の回答をいただきました。

そこでお伺いいたします。

1 番、ことしの 8 月 8 日にデマンド交通を導入されている大淀町へ先進地視察に行かれたと聞いております。研修の成果をお聞かせください。

2 点目、私はデマンド交通導入については福祉政策の一環として提案しておりますが、福祉課長はこのことについてどのような認識を持っておられますか。

3 点目、デマンド交通導入に向けてプラン策定の進捗状況と今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上、大きく 4 点、明確な御答弁をひとつよろしくお願ひいたします。

○議 長

はい、福祉課長。

○福祉課長

それでは、馬本議員の大きな 1 項目めの中央公民館東側の忠魂碑についての御質問にお答えいたします。

まず、1 点目の忠魂碑の借地を現状のまま町が借地するのかについてですが、この忠魂碑は戦争で亡くなられた戦没者等の記念碑であり、当時役場敷地内にあったものを中央公民館の新築に伴い移設をされたものであります。長年におたり中央公民館と忠魂碑の底地として民有地をお借りしてまいりましたが、議員お述べのとおり、現在の中央公民館も 5 年以内に解体、撤去することから、基本的には原状回復し、所有者にお返しする必要があると考えております。

次に、2 点目の忠魂碑の移転先の候補地等についてですが、現在のところ移転先については未定で決まっていない状況であります。今後、遺族会の意向を尊重しながら、遺族会とも協議を重ね、移転先の候補地について速やかに検討してまいりたいと考えております。また、移転時期につきましては、教育委員会とも協議の上、中央公民館の解体撤去との時期を合わせまして実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

馬本君。

○1 2 番

忠魂碑の件でございますが、現在の忠魂碑は昔、役場ができた当時、こっち中央公民館建設と同時に移転されたと先ほど言うたようにされたらしいですけども、今、借地をお返しするとおっしゃいましたので、もしも移転するとなれば遺族会の意向を尊重し、移転場所など協議していく、また移転時期について

中央公民館の解体、撤去に移転を実施すると。四十数年間、忠魂碑と中央公民館の一部をお借りしていた地権者の方に町の意向を速やかに私は報告してほしいなど。あくまでも移転する場合は、遺族会の意思を尊重され、無事に移転されるよう願っております。この件についてはこれで結構です。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

2項目めの東西線の建設についてお答えいたします。

1点目、平成29年度と30年度の奈良県の回答は、これまで開催された郡山土木協議会の中で2市4町の要望事項として、さまざまな事業効果や広域的なメリットが期待できることを説明し、(仮称)東西線の整備による費用対効果の検証等を奈良県に要望してきましたが、奈良県は(仮称)東西線のような大規模な新規道路の事業化についてはさまざまな効果検証の上、奈良県道路整備基本計画に位置づけることが必要となり、現時点では非常にハードルが高い事業であるとの回答でした。

2点目、今年度の取り組み状況としましては、本年6月19日付けで(仮称)東西線を初めとする2市4町の要望事項を奈良県に提出し、ことし7月16日は大和郡山市市民交流会館にて令和元年度郡山土木協議会総会が開催されました。総会で町長が(仮称)東西線の実現は本町にとって非常に重要な案件であるため、ぜひ奈良県において前向きに検討していただくよう要請しました。今後の取り組みにつきましても当該案件につきましても本町が積極的に郡山土木協議会を通じ、さまざまな研究や要望活動を展開してまいりたいと考えております。

○議長

馬本君。

○12番

1点目については、平成29年、30年度の県の回答はどうでしたかということ御質問させていただいた結果、今、課長が御答弁いただいたように非常にハードルが高い事業であるという御回答をいただいたということ。それは非常に高いと私も思います。しかし、2市4町の共通要望として提出していただいたということに私は、平群町以外の2市3町の首長に対して感謝をしたいというふうに思います。今後もひとつよろしくお願ひしたいなと思います。

それと、2点目につきましても、今度7月16日に開催された郡山土木協議会の総会において、うちの西脇町長が今おっしゃったように初めて御出席されて、その中で、ちょっと聞きますと、挙手されて、要するに平群町として東西

線の必要性を熱意をもって訴えられたということをお聞きいたしました。非常に町長、御苦労さんでございます。初めて出て手挙げるというのは非常にね、やっぱりそれは私は評価すべきやと思う。できるまで、実現するまでその熱意を冷まさないようにひとつ町長、よろしくお願ひしたいなと思います。

それと、まず1点ね、事務局の担当でございますねけどね、一日も早く奈良県道路整備基本計画に（仮称）東西線が組み入れてもらうように、今後もひとつ町長初め関係職員の皆さん、よろしくお願ひしたいなと思います。

私の2点目の質問はこれで結構でございます。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、馬本議員の御質問でございます総合スポーツセンターのグラウンドを人工芝につきまして、財政の関連と、あと地域振興センターの関連でございますので、1点目から3点目までの御質問につきましては私のほうで御答弁申し上げます。

まず、1点目の人工芝設置工事に係る町財政の影響についてでございます。総事業費の捻出といたしまして、日本スポーツ振興センターからの助成金を地域振興センターが直接受け取り、残額を地域振興センターの財産から充当するというのでございましたら、町が予算措置をする必要がございませんので、工事費用に関しては町の財政上の影響はないと理解をしておるところでございます。

次に、2点目の地域振興センターの設立に際しての出捐金の使途指定についてお答え申し上げます。この出捐金につきましては平成5年度から7年度にかけて合計1億円を町から地域振興センターへ出捐いたしました。当時、旧の民法34条に基づく財団法人の設立のための出捐金であり、個々具体的な出捐金の使途指定は行っておりませんでした。あわせて地域振興センターにも確認をしたところ、法改正によりまして、改組ということで平成25年4月に公益財団法人へ移行した際もこの出捐金の使途指定については行っていないとのことでした。

続いて、3点目の出捐金の処分についてでございますが、一般的に言われていることでございますが、出捐金については財団法人の財産として、その法人に帰属し、出捐した地方公共団体には原則として、出捐したことにより得られる具体的な権利はないというふうに解されております。また、出捐金は性格上寄附金として解され、地域振興センターの基本財産として出資をした出捐金の返還を町は直接的に求めることができないことから、この出捐金につきましては

地域振興センターが行政庁との協議を行い、法律や定款に基づき、評議員会、理事会の議決を経て処分できる財産であると認識をしておるところでございます。

以上です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、馬本議員の3項目めの4点目から6点目の御質問に教育委員会よりお答えをさせていただきます。

まず、4点目の人工芝の設置に伴い使用料収入が増加すれば指定管理委託料の減額が期待されるのとはについてのお尋ねですが、現在、指定管理者である地域振興センターとの基本協定では指定管理料の精算は基本的には行わないとの取り決めがなされており、以前にも太陽光発電設置に伴い、発電量分の減額を行った経緯もあり、指定管理者との協議により減額は可能であると考えています。

次に、5点目の人工芝が設置された場合、予想される問題点についてのお尋ねでございますが、本年7月中旬に地域振興センターより総合スポーツセンターグラウンドの芝生化について事務レベルでの提案がありました。人工芝化に伴う問題点や課題といたしましては、町民体育大会開催時に懸念される問題でありますとか、現在一部駐車場として利用しております駐車機能の問題、また管理面での耐用年数の費用負担の問題、そして施設利用での靴、スパイクの使用の制限の問題などを提起する中で、地域振興センターからの回答に基づき話し合いを行い、まだ詰め切れていない問題についても今後協議を進めなければならないと考えております。

次に、6点目の日本スポーツ振興センターの補助申請が11月までと聞いているが、町の財政負担がない公共施設の付加価値アップの事業であるので、平群町としても応援すべきではについてでございますが、議員の質問にもありましたように、11月が日本スポーツ振興センターt o t o助成の申請時期と聞いております。今後、グラウンドの人工芝化について地域振興センターと協議を重ねる中で多くの問題や課題をクリアできることになれば教育委員会としましてもサポートしていきたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長

馬本君。

○12番

1点目につきましては、要するに平群町の予算化一切する必要ないよということで、公益財団法人の地域振興センターで予算化され、そこで執行、工事もされるということを御答弁いただきました。私もそのように認識しております。

2点目、3点目につきましては、出捐金、1億円のこの件のお金なんですけれども、用途指定の出捐金ではなかったということであった結果、地域振興センターの基本財産となり、地域振興センターの評議員会、理事会の議決によって、その出捐金は処分されるということで今おっしゃっていただきました。私もそのように認識しております。

次、4点目、グレードアップによって指定管理料の減額が期待できるかっていう話でございますが、一部可能性も期待できるということでおっしゃっていただきましたので、そっちのほうはまた、できた場合、ひとつよろしく地域振興センターと教育委員会と御協議いただきますようお願いを申し上げます。

4点目の教育委員会として詰め切れてない問題点はということで、7月中旬にいろんな協議をされた。まだ詰め切れてない問題がしばし残っておりますという御返答でございました。今後、教育委員会と地域振興センターと、よくその教育委員会の問題をクリアしてもらおうようお願いしたいと思います。

6点目については、教育委員会は問題点がクリアできれば人工芝化についてそのようにサポートしていくというような回答をされましたが、この件について、再度お聞きいたします。ここで大事なのは教育委員会は問題点がクリアさえできればということでございますので、教育委員会としては人工芝化については賛成でございますか。それとも反対でございますか。率直な御回答ください。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

教育委員会としてはどう考えておるのかということでございますが、教育委員会といたしましては、町負担の財源ももう必要のない事業でございますので、全ての問題や課題がクリアされることになれば賛成の立場ということになります。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

教育委員会としては財政的なものも伴わへんし、付加価値も施設が向上する

ということ、付加価値上がるということで教育委員会では賛成いたしますと、しかし、一定のものをクリアできればということ、御回答、今いただいたんですけども、ということは何、賛成していただいているということは、教育委員会と地域振興センターとともに、ともにですよ、その問題点に取り組んでいただけますか。どうですか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答えさせていただきます。

問題点ていいますのは、総合スポーツセンターグラウンドを今現在利用されております体育協会の方々の、各種団体の皆様方でありましてか、実際にグラウンドを使用されております協議団体の皆様の御意見ですね。意見聴取が大変重要なことだと思っておりますので、今後その部分も迅速に確認をしてみたいと思っております。

○議長

馬本君。

○12番

もう簡単な話やで、僕言うてんのは。要するに一番最初言うたのが地域振興センターが問題点をクリアしたら人工芝化にやりますよという話。それは私はおかしいと思うたんで再度お聞きした。ほな、どうですか、賛成ですかと思ったら賛成っておっしゃった。となれば、教育委員会も地域振興センターも問題点とともにその辺クリアしていくようにやります。ほんで何とかこの人工芝化を平群町に付加価値をつけるように努力しますとおっしゃっていただくのが教育委員会の立場だと思いますねけど、どうですか。改めてもう1回聞きます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

そうですね。11月申請というタイトなスケジュールになっておりますので、地域振興センターと話し合いを詰めて、ともに進んでいきたいと思っております。

○議長

馬本君。

○12番

非常に心強い、松村課長おっしゃっていただいて、地域振興センターと教育委員会とともにやって、教育委員会がこのグラウンドに対しては人工芝化をす

るという認識で協議していくということ、取り組むということをおっしゃっていただきましたので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

この件については議長、これで結構です。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、馬本議員の大きな4点目、公共交通空白地域の解消ということで、その中で御質問の小さな1点目、3点目について総務防災課のほうから御回答させていただきます。

まず、1点目でございます。大淀町は人口が1万7,500人で面積は約38平方キロメートルの町です。公共交通は近鉄吉野線が東西に横断するように走り、奈良交通の路線バスが大淀バスセンターを起点に運行しています。町のコミュニティバスは平成14年度より無料で運行を開始しましたが、市町村有償運送事業が認められ、平成28年3月で一度廃止され、同年4月より1乗車100円のよどりバスという名称で小型バス3台による2ルートの運行を再開されました。また、デマンド交通は平成28年度に試行運行を開始し、平成29年度からは本格運行となり、1乗車200円のよどりタクシーという名称で区域を限定し、2台で運行されております。大淀町では現在のコミュニティバスやデマンド型交通を継続していくために、ほかの交通に影響を与える可能性のあるドア・ツー・ドアの事業化は難しいと位置づけられ、高齢者等の移動の支援のため福祉分野とも連携して進めていきたいとのことでした。

次に、3点目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、平群町におけるデマンド型交通の導入に向けての基本的な考えについてであります。まず、明確にしていかなあかんことなんですけども、まず一つ目としまして、既存の公共交通やコミュニティバスへの影響を最小限に抑える。それから二つ目、各公共交通機関の役割分担を明確にする。それから3点目としまして、町の財政状況を見極めながら進める。4、運行は町内全域とするとし、利用条件につきましては一定の年齢条件を設定し、それ以外では運転免許証の自主返納者や障がいの程度などを考慮したバスの乗降が困難な方などで事前に利用登録をしていただくことを想定しております。

また、導入費用につきましては現在試算中ですが、次のような想定をした場合ですが、車両2台、1日6時間運行、年間240日運行したとしまして、年間約1,280万円程度の経費が必要となります。運賃としましては1乗車500円、1日の乗車人数が18人程度と見込んだ場合、約220万円の運賃収入になります。実質経費は概算で約1,000万円程度になるのかなというふ

うに考えております。そのため、現在本町における財政状況は大変厳しいという状況でありますので、デマンド型交通の導入につきましては財源を確保することが必要不可欠となってまいります。今後もさきに述べましたような基本的な考えをクリアできるように検討を重ね、プランの素案を作成し、さらに内容の精査等を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

それでは、福祉課から2点目のデマンド交通導入の福祉課長の認識についての御質問にお答えいたします。

高齢者の外出支援については地域の大変大きな課題であり、どのようなサービスを実施し、またどのように展開していくかが重要であると考えています。福祉の立場からの回答となりますが、デマンド交通が導入できればコミュニティバスや福祉有償運送などに加え、それぞれの使用目的に応じた選択肢がふえ、外出支援の拡大につながることから、高齢者や車を運転されない方などにとっては意義のあるものと認識をしております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

1点目につきましては、大淀町へ公共交通会議の方初め先進地視察に行ってくださいまして、この場をお借りいたしまして本当にありがとうございました。

次、ほんで2点目でございますが、今、福祉課長は福祉政策の一環としてデマンド交通導入は意義あるものと認識している。いいことですねということです。と御回答いただきました。私は福祉課長はよく御理解していただいているなというふうに思っております。

次、3点目でございます。最終的にいろんなプラン、いろいろしましたと。平群町もプランをした結果、プランはプランやけど素案の作成ですと。まだ導入に向けての素案のプランですよということでおっしゃってると思いますねけど、今後、内容については精査をしていくということで回答をしていただきました。

そこでちょっとお聞きします。1点目、2点目の話はもうそれで結構です。3点目について。きのう井戸君の公共交通の関係で、たしか今、平群町は地域公共交通の維持をしていくと。今の現行。そのように御答弁されたというふう

にと思いますが、その考えは間違いはないんですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

現在のところ本町の公共交通については維持をしていきたいというふうな考えを持っております。

以上です。

○議 長

馬本君。

○12番

ちょっと調べました。平群町ね、平群駅前にあった、常駐してたタクシー、今ありますか。6月1日から撤退してるでしょ。それで現状の公共交通の維持という御答弁ようされたな。それと、名前は言わないけども、タクシーさんは今、斑鳩町に事務所ないでしょう。郡山営業所へ持っていかれたという話。それと営業所の管轄の中に21台あったタクシーが9台に減便されたと、6月1日から。こういうことを聞きましたよ。あなたたちはきのうどういうふうに言ったの。近畿鉄道ってね、そっから路線バス、NCバス、タクシー、コミュニティバス、今、既存の公共交通の維持をまず原点としてより一層の精査をしながらこれ、やっていきますっておっしゃったけども、その点、6月1日から平群町からタクシーなくなったの御存じですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

その点につきまして、6月の公共交通の会議の中でそういったことの話があったということ、そのときに認識したという状況でございます。

○議 長

馬本君。

○12番

僕の質問ちゃうかったら井戸君にそんなこと言うたらあかんやん。そうやって井戸君にその旨言うてたやん、きのう。今の現状を維持してより一層やっていくと言うたやんか、全然話ちゃうやん。まあ、それはそれで置いときましょう。

でね、今一つの素案やね。平群町のデマンドタクシーの年間試算として年間2台、そのデマンド型タクシーを配置しますと。それで1,280万ぐらい大体かかりますよと。収入は216万、まあ1,000万そこそこ2台でかかり

ますよという一つの案出してもうてんけど、そしたら聞きます。三郷町、今、デマンドタクシー何台出して、何ぼの委託料の払うて、それと収入が幾らあって。それ、ちょっと言うてください。

○議 長

馬本君。

○12番

よろしいか。

○議 長

はい、どうぞ。

○12番

僕、言います。三郷町はね、5台。年間4台から5台。年間約2,200万。収入が約800万。実質運行経費は1,400万ですねん。うちの2台で1,000万でっか。向こう4台か5台で1,400万。まあ運賃料金の関係もあるでしょう。それはそれで間違いないですか。どうですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

一応1,000万というのは仮定の運賃収入を引いたという数字になります。バス2台で240日運行して6時間ということで、これ、1台当たりの、タクシーという形になるんですけども、借り上げということで、一応見積もりをいただいた上での試算ということになりますんで、よろしくをお願いします。

○議 長

馬本君。

○12番

何回もこの質問さしてもうてね、最終的には財政的なことも鑑みながらって、いつもこれ、最後おっしゃるねん。だからね、財政厳しいからってもう最後はそれ、いつも。そこで、1,000万出たらええねやろ、平群町。町長、聞いててや。毎年予算計上していた人権交流センター運営費は複合施設となることにより1,200万が削減されます。平成30年度の人権交流センター運営費の決算では総事業費は2,200万、県からの運営補助金620万、使用料16万円、差し引き1,584万円であります。今度、若井の集会所をお借りして一定の事業を、今までの事業をしようと思っておりますので、それを町単独とすれば、令和2年度は若井集会所をお借りして運営すれば約350万円です。私の試算ですよ。よって1,200万円が削除されます。この財源をデマンド交通の運営の財源とすべきと思いますが。あんだ、

1, 000万で2台来んねやろ。楽に運営できるやん。どうでっか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

今おっしゃられました来年度から人権交流センターがなくなるということでの費用不要でありますけども、おっしゃるとおり、それぐらいの費用が減額になるのかなというふうに思っております。ただ、全体にまた来年度から新たな文化センターもスタートするという中で、の経費も考えますと、きっちりそうなるのか、ちょっと私もまだ疑問なところも少し持っております。これ、1, 000万という話でありますけど、あとですね、乗車人数が、もちろん収支率が上がれば、これについてはもう下がってくるというふうな見込みもございます。ですんで、財源的には、数字的にはそれぐらいのかなというふうに思うんですけども、町全体の財政ということで考えていくと、少しまだ難しいのかなというふうな考えはしております。

○議 長

馬本君。

○12番

今、ちょっと失礼な話やけど、あんた収支率って言うたな。今、コミバス、何ぼの収支率あんねん。言うてみ。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

今2ルートあるんですけども、収支率のほう、一応2ルート合計で7.9%ということでございます。

○議 長

馬本君。

○12番

三郷町のデマンドタクシーの収支率は。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

きっちりした数字じゃないんですけど、三十五、六%だったかなというふうには認識しております。

○議 長

馬本君。

○ 1 2 番

先ほどからいろんな一般質問でも、投資効果率は何ですかってそんなことばっかり言うてはんねん。コミバス1台で平群町のデマンドタクシーが2台雇えんねん。3台あったやつが2台になってんねん。もうそこだけで1台いけたわけや。デマンド導入でけたわけや。まして、今度、人権交流センターのほかのお金が要りますって、どういう金要んの。例えば、言うときますよ。今度、(仮称)文化センターへ人権交流センターの部屋一つあります。そこへ常勤しますか、職員。しないでしょ。恐らく館長が兼務されると思いますよ。その事業について、こんなもう昔のこと言うのは嫌やけど、私も平群の人権交流センター運営審議会の会長させていただいて、長い歴史のある今の施設を撤去することについて委員会でどれほど皆さんにいろいろな御意見あって、いろいろな御意見ももらいながら岩崎町長との覚書もし、やってきた関係なんですよ。今度文化センター行ったら経費要らないと思いますよ。お電話代ぐらいちゃいまっか。電話、内線でいけると思いまっせ。あと何要りまんの。

課長ね、私がこういうふう提案して、財源ここにあるでって。町長、聞こうか、ほんなら。川西課長、何かあるか。毎年計上してたやつやで、今度おんなじ事業、今度、若井の総代さんに覚書書、町長と書いてもうた覚書書あるわけや。あこをお借りして、指定管理されてる若井集会所をお借りして、そこで一定の業務をするねん。そこへ臨時職員も置いて。それも置いて大体やったら350万でいけんねん。なかよしクラブさんとかね、いろいろあんねん、あこ。その人らにもずっと来てもらわなあかんねん。そのためには職員がおるねん。それ入れたって350万やで、わしの積算で。これ、1,200万、この金をこっち持ってきてくれはったらどうですか。

これ、あなたが1,000万という積算、これ、したね。1,000万ね、これ、試算、2台で。そら2台が3台になるんか知りませんよ。私の提案おかしいですか。財源のお話。おかしかったらおかしいと言ってください。

○ 議 長

総務防災課長。

○ 総務防災課長

財源につきましては、決しておっしゃってることは間違いというふうには思っておりませんので、それぐらい浮いてきた部分というのは減額されるという認識はしております。ただ、来年度から新たな文化センターできまして、公民館の機能、それから観光文化交流センターの機能であるとか図書館と、いろいろ大きくなるという、そういったランニングコストも含めまして、まだまだ未知数の部分があるということで、財政的には今のところはちょっとはっきりし

た回答はできないということでございます。

○議 長

馬本君。

○12番

何か変なこと言うたなあ。事務所にランニングコスト要るのかい。あなた、ほな、今度、図書館もランニングコスト、取んのか、使用料。そなん維持費やんか。クーラーとかそういうことだけやろ。人は置かない、電話は内線。何がランニングコストやねん。それは使用される、お部屋を使用される、また大ホールを使用される方について、ランニングコストについてそれを生み出していこうという、こないな積算を教育委員会出してはったんちゃうの。それが年間300万ぐらいあるよって。実質7,400万から8,000万かかんねや。そのかわり言うとかよ、その事業はするねんで。うちの若井のほうで。今までやってきた事業、しない事業もあるけども、地域の方の今ある中に町長との撤退についてのお約束があったわけや。そこでさせてもらうねや。ほんなら、今まで小地域ネットワークやってはってんやん。どこですんねや。うちの集会所ですんねや。そこには臨時職員を雇うねん。来てもうて、それで今そろばんもする、習字もさせてもらう、子どものためにもなる、そういうことして350万から400万あったらいけんねや。私が考えて生み出してきたやつに対して、何がおかしい、これ。もしも文化センター建てなかつたら毎年要る金やで、これ、2,200万。600万は県がくれる。もともと800万の県からあってんけどな。まあ、それは別として。じゃ、今度1,200万ほど浮きますよ。その中でこのお金をデマンド交通導入に入れていただいたらどうですかって提案させてもうてんねけど、そこで町長にお聞きします。町長、お聞きしますよ。デマンド交通導入についての決意は変わってませんね。

○議 長

西脇町長。

○町 長

馬本議員の質問にお答えさせていただきます。

デマンド交通、確かに福祉の観点から言えば、それはやっぱり利便性は向上するというようなことはわかります。導入に向けてということですが、検討はしてはおりますけども、やはり町財政のことというようなことが必要になっております。そのことも鑑みながらそれは検討していきたいというふうに考えております。

○議 長

馬本君。

○ 1 2 番

町長ね、あんたそんなことよう言うな。これ言うで。いつも、この間も出た、これ、8月末ではな、1万8,827人の人口で65歳以上は7,069人、37.5%の高齢化率。それからこの間も言うた免許証返納されたことに伴いバスの無料券申請されてる方が今、28年からことしの9月10日までに164人おいでになってる。無料券、申請されてない方も想定して、大体年間50人ほど、要するにそういう方が、移動困難な方が出てくるわけや。西脇町長、よう読んでや。聞いててや。西脇町長は町長選において、安心・安全なまちづくりとして生活に寄り添った利用しやすい地域公共交通施策に取り組んでまいりますとあなたは公約されましたが、これは住民との地域公共交通施策の約束を改めてお聞きしたい。

○ 議 長

西脇町長。

○ 町 長

この間の町長選挙におきまして、私の選挙公約として生活に寄り添った利用しやすい地域公共交通に取り組むと、こういうのを確かに公約に掲げております。それは事実でございます。ただ、公共交通というのはやはり現存する公共交通を守り育てていくことが必要であります。そして、財政状況を鑑みながらよりよい公共交通導入に向けての努力はしてまいります。

○ 議 長

馬本君。

○ 1 2 番

またややこしいこと言うな、それ。現在の公共交通、その現在の公共交通の維持って減退してんのやがな。駅前からタクシーがなくなった。これ、一つ減退や。3台あったコミバスが2台になった。これ、一つ減退やんか。何が維持や。そやから、私は育ててるて、育ててないやんか。育てたらそんなの3台が2台になれへんがな。ほんでタクシーかてなくならへんやん。そのために、ためにやで、町長、ためにデマンド交通どうですかとこう提案してんねん。だから、そのために毎年予算計上してる人権交流センターの運営費の維持、向こう行ったことによって約1,200万ぐらい削減されますよて。この削減をそこへ補填されたらどうですかと、こんな提案させてもうて。町長、それでもまだ財源問題とか言うか。

○ 議 長

町長。

○ 町 長

確かに馬本議員提案いただきました人権交流センター、これの廃止分による財源というのはやっぱり生み出されております。ただ、今議会でも決算の中でも明らかになりましたように、平成30年度、実質単年度収支でも1億4,700万円の赤字というのが出ております。やはりこの財政状況も考えていかなければならないというふうには考えております。今後もまた駅周辺整備事業の精算による損失補償、また地方債残高も145億円という形で将来負担率もどんどん高くなっております。毎年11億円は返すという公債費の負担もふえております。こういうこともやはり、考えていかなければならないと。やはり平群町町民1万8,800人の町民の皆様方のことも考えていかなければならないと。やはり町財政、というのは非常に重たいものがあるというふうに考えております。

○議長

馬本君。

○12番

町長、きついこと言うよ。それがわかってて、あなた立候補されたんでしょ。違うの。私いつも言うねん。町長へ立候補する以上は資産も受け継ぎますよって、負債も受け継ぎますよって。そのときあなた副町長やったんちゃうの、岩崎町長るとき。そなんわかつとる話ちゃうんか、財政の運営は。毎年、中央公民館で11月ごろ町長、住民寄せて町長、説明しはるやん。住民説明会されてきはったやん。私言うてんのは、これ福祉施策の一環やで。勘違いしたらあかんで。三郷町はゼロ歳から乗れんねで。平群は一定の年齢からしはったらどうですかと、こう言うてんねや。登録制度にしたらオツケーや。まして、これ言うたら悪いけど、ほんなら今までな、正直な話、駅前開発でもいろいろ問題ありまっしゃろ。けれども、俺、この間賛成討論させてもうたときに、町は最後まで責任持ってやらなければならないということも私、言うたやろ。それは受け継いだ町長としての責任やん。責務やん。町長、こんだけね、奈良県下、生駒郡の中で広域7カ町の高齢化率の高いこの平群町ですよ。皆お年寄りの方どうしはんの。夏は暑いのが、買い物行くの見てたったら。

あなた、この間大淀町へ行ってくれはったやろ。あれは街、市街化やな。要するに団地とか大きい街のところはコミバスは運行し、それ以外はデマンドタクシーを運行されてるんでしょ。それもあこはちょっとやり方違うて、路線バスやね、路線バスの停留所まで来てください。そっからデマンドタクシーがそこに迎えにくんねんな。そういうやり方を大淀町はされてるわけや。それは何も批判してんのちゃうねんで。批判してないよ。そこはそこのやり方、平群町は違うでって。井戸君も言うたやん。高低差のある団地ようけあるやん、平

群町。お年寄りは待ってくれないよ。きょうあすの買い物の話やで。生活を、一般的な日常生活する、生活のことで皆、要望あんで。町長、1,000万の金ね、言うときまっせ、これ、政策したとこであんた、平群町潰れんのかい。それ言うて。

○議 長

町長。

○町 長

1,000万で町は潰れるかということでは、1,000万円ではやっぱり潰れることはないと思うんですけども、やはりいろいろ歳出の積み上げというのが必要になってくると思います。そのことについて、やはり町財政に与える影響っていうのが個々個々に見ていけば、大きく積もってきたら、やはり財政も悪化するというふうに考えております。

○議 長

馬本君。

○12番

町長、さっきね、要するにね、平群町、もっとよそから来ていただきましょ。人口減をとめましょという政策、皆言うてはんねん。あなた一生懸命に答えてんねん。定住促進のあれも皆答えてはんねや。そらそんでええねん。そういう政策。ほな今住んではる人ね。特にお年寄り。日常生活に支障を来しはって、ほんで免許証返納しはった人に日常生活に支障来してもええのかいな。あなた好きなようにしなはれや。病院行くんやったら、そんな遠いところから、あかんかったらコミバスに乗ってきいやって。コミバス走ってないところ、どないすんの。歩いてきなはれ。1人住まい、ましてや2人住まいとかいてはるわけや、今、町長。金があろうがなかろうが、福祉政策っていうのはそんなもんちゃうで。勘違いしたらあかんで。私の考えは。福祉政策やて、私言うてんの。普通の、例えば、道路をここ新設しましょとか、そんな話ちゃうねんで、私言うてんのは。福祉政策はそんなもんちゃうと。皆一緒。そやから皆お年寄りなりますのや、町長。そやから一日も早くな、これは町長、早急にもう対応しやんなら大変と思いまっせ。

私もね、はっきり言うときます。三郷町の運転手に聞いてきました。このデマンドタクシーを運転してはる人に2時間ほど聞いてきた。どない言わはった。物すごい喜んではんねんて。「ああ、よう兄ちゃん来てくれた」って、「暑いにな、すまんなあ」って。「コーヒー1杯など飲んで」ってな、缶コーヒー一つなどくれはんねんて。300円、どうぞどうぞって。よう来てくれたって、うれしいわって、涙ながらに語られる住民もいてはったということや。

町長、福祉政策は、財政はそりゃ破綻したらあかんで。けれども、福祉政策の1,000万円やそこらぐらいはな。コミバスかって福祉政策の一環やろ。2,000万やで、あれ。大体1台1,000万の負担してんねんで、町長。2台で2,000万負担してんねんで。160万か170万しか入ってけえへんやろ、収入。町長、もう1回な、財政的なもん、そら町長としては財政的なもんはそらようわかりますよ。けど、もっと原点に帰ってな、町長、住民に、特にお年寄りの障がい者の方、また、そうして免許証返納されたが「ああ平群に住んでよかったな」って言うてもらえるような政策一つなっとしなはれよ。私言うてることおかしいか。1,000万そこそこでできるやんか。ほんで、ましてわし、これ、人権交流センターのこの決算書から出してきてるやん。あ、やめたら得でっかって、そうなんのか。何、ランニングコストがかかるって。何かかんねんで。使うたらクーラーとか電気代要るだけやんか。あと何要んの。事務所置いとくだけで人も要らんと。町長もう1回な。

ほんで、川西課長、言うたん、どうやの。内容精査して、今の内容をもっと精査していくということを御答弁いただいてんや。町長、この財政問題こうあってね、精査、これ、建前でしゃべってはんのかいな。定例議会ごとに。これが払拭せえへんかったら、本当に具体的に入れへんのかな。結論は財政がないからでけへんのかいな。

○議長

西脇町長。

○町長

やはり財政のことを鑑みながら進めていかなければならないということで、やっぱり全体的な予算のこともありますし、それについては福祉の施策というのはもう重々承知をしておりますけども、やはり財政というのは切っても切り離せないような状況にあるというようなこと、考えております。

○議長

ちょっと待ってください。馬本議員、すみません。答弁がもう13回を超えています、こっち側のね。馬本議員の思いもいろいろとわかるんですが、平行線になっていますんで、その辺考慮して質問お願いいたします。馬本議員。

○12番

私はね、議長、角度違った質問してんねん。勘違いしやんといてや。

発言する者あり

○12番

何言うてんの。

○議 長

静かに。静かにしてください。

○1 2 番

あのな君、いつでも文句あんのか、自分。

○議 長

馬本議員、静かにしてください。答弁がちょっと平行線、同じ答弁が続いてますんで。

○1 2 番

いや、わかってる。財政ないって言ったから、財政をわしは提案し、政策どやと政策もし。

○議 長

馬本議員のいろいろ考え、それもいろいろあると思います。そのことについては何ら問題ないんですけど、答弁がちょっと平行にして。

○1 2 番

山口君、覚えとけよ。今度、おまえ同じことを何回もやったら、言うで俺。議長に言うで。俺は違った角度でしゃべってんねん。それと、自分、マナー悪いで。マナー悪いで、終わってから言いなさい。あんた議長ちゃうんやから。

発言する者あり

○1 2 番

終わってから言いなさい。今、議長から言うたんやから。あんた議長ちゃうんやから、しゃべるな。

結論言うてください、町長。結論。デマンドタクシーするのか、しないのか。

○議 長

西脇町長。

○町 長

デマンド交通の導入に向けたプランの策定については引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。その後、路線バスやコミュニティバスに与える影響、財政状況を見ながら引き続き検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○議 長

馬本君。

○1 2 番

それでね、おなじことばかり繰り返していただいたら結構なんですよ。私は12月議会、またしますよ。これは住民の願いやで。私の願いちゃうで。住民がそのようにずっと言うてはんねん。それだけ認識してや、町長。そやから今度、今、財政についても1,000万出してきたからな。議長は平行線たどってると言うてはるから、それはそんで、きょうは議長の顔立てて、議長、整理権持ってはるからな。それはそんでよろしいよ。けれどもな町長、私はずっと行くよ。それだけ明言しとくよ。そやから一日も早く。例えば65歳以上の高齢者の方。並びに免許証返上された方、そして障がい者の方が常に電話1本して目的地まで運んでいただく乗り合いのデマンドタクシーを一日も早く導入していただきますように、具体化するように私は祈念をして、この一般質問を終わります。

以上であります。ありがとうございました。

#### ○議長

それでは、馬本君の一般質問をこれで終わります。

ここで職員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

静かにしてください。申しわけないです。まだ休憩中違いますんで。

続きまして、発言番号8番、議席番号2番、長良君の質問を許可いたします。長良君。

#### ○2番

どうぞ皆さん、よろしくお願ひいたします。先輩議員の熱意、思い、すごいなあとあって、沈む気持ちを抑揚しながら僕は僕なりに町、皆さん手伝っていただいて、喜んでいただけるようなまちづくりをまた4月から初めて寄せてもらい、質問させていただきたいと思ひます。御答弁どうぞよろしくお願ひいたします。

私、4月21日に選挙通していただいてルーチンのようにお願ひしている、質問させていただいております学校における働き方改革、そして、家業としているバラ農業、その関連にまつわりまして平群町の農産物並びにPR事業について。それと、3点目は本当に大変な平群町の財政事情について。この3点を今回の9月議会の質問とさせていただきたいと思ひます。どうぞ皆様よろしくお願ひいたします。

まず、第1点目は、前回の6月議会で質問させていただきましたICT教育の充実。また、1学期が終わりまして通知表の作成、また、子どもたちが次の世界を目指して感じていけないといけないという観点から外国語の教育などについてさまざまな分野で充実を図っている状況を答弁いただきまして、感じさせていただきました。これからも教育環境を安定化し、保護者の方々が安心し

て、子どもを小学校、中学校へ送り出していただけますよう、よろしく願いいたします。

この夏も本当に暑うございまして、きのうきょう、ちょっと涼しくなってきましたが、体にこたえる環境の熱中症など健康面でも不安を感じるここ近年、中学校では空調設備を充実させていただいて、子どもたちの学校生活を満足させるようにクーラーつけていただいたりして、工夫していただいていると感じております。少子・高齢化の流れから平群中学校に通う子どもたちの人数も少しずつ減少傾向が続き、少しずつで残念なんですけども、クラブ活動も縮小化されてきたり、いろんな問題出てきて、放課後活動もなかなか満足できるような状況ではないようです。先生方も一生懸命子どもたちを社会に返す、そのために教材の準備や放課後活動の指導など、ゆとりのある労働条件ではないと感じながらも懸命にやっていただいていると私、子どもを学校に送るとき、いつも感じております。ある程度の規模にならないければ、クラブ活動やいろいろな面において的確に適正規模などいろんな観点から考えてなかなか乗り切れていけないんじゃないかなとそう感じております。その中で一番大事なのは教えていただく、師と仰ぐ教師、その方々が心豊かに余裕を持って充実した形で子どもたちの目を見れるようなそんな環境が大切だと思っております。

ここで聞きさせていただきたい。先生方の環境を充実させるような改革が必要だと考えますが、どのような取り組みをされているのか、お答えください。

続いて、2点目です。平群町の農産物のPR事業についてでございます。私、家業としてバラ園を手伝いながら、日々、環境を見、平群町の農産物どんどんPRして、やっぱり喜んでもらって、近郊生産地として充実した生活を送れたらなと思ひ、日々生活しております。平群町には山に囲まれて、近郊生産地として大阪からも近く、鮮度のいいものを提案できる地域に暮らしております。イチゴ、ブドウなどの果樹、小菊、バラなどの生花。親しまれてるもの、たくさんございます。農業従事者も北海道から沖縄までの農業経営者さんでは高齢化の波が進む中、まだまだ近郊の生産地に若い担い手がつき、平群町のバラ園就農者も4名の方々、40代から50代と後継者も充実しております。その中でいろんな難問を乗り越え、充実されるよう小菊の跡取りさんも頑張っておると見ております。その中で、いろんな形で残念ながら農耕を諦めて、遊休農地などが発生したものを解消し、町はいろんなことを取り組んでいらっしゃると僕は感じております。

その中でね、いろんな遊休農地、いろんな形ででき上がってしまったその農地を活用して、いろんな形、行政は提案していると僕は感じております。どうか今、次の担い手の農業さんが入りやすいような、いろんなことを提案できる

ような取り組みはどのようなことをされているのか。現状の所得や状況をお聞かせください。

また、次に、遊休農地を使い、いろんな形で町をPRする取り組みを今されていると僕は感じています。その中で平群町は大阪近郊のベッドタウン化した大地、また農家さん、古くから平群町に住んでいらっしゃる方々とのコラボということで、この自然と歴史ある平群町において遊休農地の活用から焼酎の「里の恵」、産学官連携でつくった「平群」というお酒のブランド、梅酒など特産物を、また道の駅など販売、文化財をめぐり、観光、ハイキングマップなどのいろいろな角度から平群町全体を結びつけて、魅力あるこの町を一生懸命、行政は行政なりにPRしていただいていると思っております。ただ、残念ながら現実にはうまく回ってないところもあるように感じています。その中で、こういった形で結びつけて魅力ある平群町を誘発するために近年の動向、特産物の売り上げ、歴史散策など、今やっである事業をこのインターネットを通じてわかってもらえるように教えていただきたいと。そのために僕はこの内容を質問させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

続いて、3番目、今後の財政見通しについてでございます。先ほど先輩がいろんな形で、財政やいろんなことをようわかってる。その中でどうやってやっていったらええんやと、待たなしを早く解消してやってほしい。僕もこの前、自分なりにビラを出しました。このビラには電話番号も事務所も名前も書いてありますもんで、僕の家へ直接電話がかかってきました。そのときに「お名前を聞かせてほしい」「いや、匿名でいい」「いや、でも、やっぱり心配やから電話していただいたんやから、僕は役場へ毎日のように行かせてもらって、聞いてきて、あなたに一生懸命やってる行政の答えを返したいからお名前を聞かせてほしい」、お願いしても、男の方でしたけど、「いや匿名で」とおっしゃいました。ただ、その人は切なる形でおっしゃいました。「何としてでも明るいものに導いてほしい」。なるほどなと思うような形で導いてほしくて、発信してほしい。「必ず出たらまた読むから」とそうおっしゃっていただいて電話を切られました。だから、僕はここを通じて、聞いているんだよという意味で皆さんにお答えをお願いしたい。

3点目、今後の方針と健全化へのプロセスを丁寧に細かく教えてください。

どうぞこの3点、申しわけないですけども、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、長良議員の1点目の学校における働き方改革の御質問についてお答えをさせていただきます。

生徒や先生方の環境を充実させるような改革が必要とのことで、どのような取り組みを行っているのかとお尋ねでございますが、児童・生徒に関しましては、小中学校への空調の整備でありますとか、快適な学校生活が送れるよう、トイレの改修等などハード面での教育環境の改善に取り組んでおります。

次に、学校の先生方に関しましては、児童・生徒数の減少に伴い、先生方の数も減少しております。しかし、生徒指導、部活動、保護者対応など勤務時間が長時間になっているため、全国的に先生方の働き方改革について大きな関心が寄せられております。議員が御指摘のようにゆとりのある労働条件ではないとのことですが、教育委員会としましても先生方が日々の勤務について、心身の健康を保つことができるよう、ゆとりをもって授業に専念し、児童・生徒に向き合う時間をより長く確保できるよう、さまざまな取り組みを行っております。学校に対しましては、校長会や教頭主任者会などさまざまな機会を通じて、ノー残業デーを設けるなど先生方の勤務時間の縮減を図るよう指導を行っております。

次に、先生方の事務作業の改善についてでございますが、児童・生徒の出欠や成績処理、健康診断の記録など多岐にわたるとともに、仕事の仕方もパソコンで行うもの、紙ベースで行うものが混在し、効率的ではないと考えております。このことから、現在奈良県が進めております奈良県統合型校務支援システムの導入を進めています。これは、先生方が日々行うさまざまな事務作業を電子化し、業務の効率化、合理化を図り、事務負担を軽減をし、働き方を改善していくためのものでございます。本年度は県事業の実証実験校となっております北小学校、中学校とあわせまして、残り平群小学校、平群南小学校への導入を進めております。

次に、先生方の部活動指導に関してでございますが、従来中学校では先生方が部活の顧問、指導員となり、放課後や土曜日、日曜日の練習、各種大会への引率などがありました。部活動指導員業務にも多くの時間が費やされているのが実情でございます。その部活動の指導業務改善対策としまして、昨年9月から中学校へ部活動指導員を配置をしております。先生方の部活指導の負担の軽減を図っているところでございます。

今後も何よりも児童・生徒の学びのため、また先生方がより働きやすく、学校教育に取り組んでいただけるよう、引き続き教育委員会と各学校が連携を密にして、さまざまな取り組みを進めてまいりたいとこのように考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議 長

長良君。

○2 番

御答弁ありがとうございます。私、小学生の子と中学生の子を持つ親として、安心して学校に送り出せてるな、日々こういう答弁をいただきまして先生方も安心して一生懸命取り組んでくれてるんだろなあ、そう感じました。

続いて、山本議員も6月のときに部活動のことを質問されましたように、再質問一つさせてください。中学校への部活動への指導員を配置されているということですが、どの競技に何人程度配置されており、県や国からの補助はあるんですか。自分のところの町のお金ですか。また、奈良県統合型支援システムに手を挙げている奈良県下の市町村は奈良県下でどれぐらいあるんですか。

僕はなぜそんなことを聞きたいかというのと、やはり、この奈良県の平群町、ほかの市町村に負けない、こんなことをしているんですよというアピールのためにも何でも早く取り入れてやってほしいなと思って、申しわけないですけど御答弁願います。よろしく願います。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

部活動指導員につきましては、今年度で卓球部に2名、そしてバスケットボール部に1名、合計3名を配置をしております。財源としましては、国、県、町、3分の1ずつでございます。

そして、奈良県統合型校務支援システムの状況でございますけれども、奈良県下では平群町以外で3市町村で採択を受けておられ、それぞれ1小1中が事業採択を受けられております。町教育委員会といたしましても積極的に、また先進的に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議 長

長良君。

○2 番

ありがとうございます。もう今、いろんな財政の中で、逼迫してる中で一つでも平群町アピールポイントがあるように頑張ってるというような形で、邁進できますよう、引き続きこの教育のシステムについては一生懸命邁進していただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。この件はこれで結構です。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、長良議員の大きな2項目めの平群町の特産物とPR事業についての御質問、その中でも3項目御質問ございましたので、まず1点目の農業従事者の現状の所得実績の推移等についての御質問にお答えいたします。ただ、農家の所得につきましても統計的な資料ございませんので、統計的に把握しております販売額でお答えさせていただきたく存じます。御了承お願いいたします。それにより所得の推移ということについても類推できるかなと存じますので、よろしくお願いたします。

まず、議員おっしゃられたとおり、平群町におきましては、小菊、バラ、ブドウ、イチゴと各種農産物の生産が活発でございますが、農家戸数は減少しており、後継者不足や遊休農地の増加については懸念されているところでございます。一方、非農家から参入した新規就農者も通算で6名おられ、さきの主要農産物においては多くの後継者が就農されておられます。

農家戸数については、農林業センサスにおける統計値で直近の成果であります平成27年時点の町内総農家数が312戸ございまして、そのうち販売農家が198戸ありました。その5年前であります平成22年の調査では総農家数が403戸ありましたので、91戸の減少。販売農家数が246戸ありましたので、48戸が減少したという結果でございます。

また、販売農家における販売額の規模別の推移を見ますと、平成22年に246戸のうち販売金額が100万円以下の農家が106戸、100万円から1,000万円までの農家が75戸、1,000万円以上の農家が65戸ありました。5年後の平成27年には同じく100万円以下の農家が29戸減少し、77戸になっております。100万円から1,000万円までの農家が11戸減少し、64戸に、1,000万円以上の農家が8戸減少し、57戸になっております。この結果から規模の小さい農家ほど減少傾向が高いということがわかります。

一方、販売額が1,000万円以上の大規模農家は余り減っておらず、こちらは経営が安定しており、経営の継承も一定以上行われているのだということがうかがえます。農林業センサスにつきましても、5年ごとに実施され、ちょうどことしの12月にまた実施されますので、その結果をもとに今後の対応に生かしていきたいと考えております。

2点目の近年の特産物の売り上げ動向についての御質問ですが、特産物、酒類の販売実績について順次お答えいたします。

芋焼酎「里の恵」につきましても、平成29年度が556本で約115万円、

平成30年度が452本で約98万3,000円、実績、売り上げともに18.7%減少しております。梅酒につきましては平成29年度が870本で約61万9,000円。平成30年度が515本で、約44万8,000円。実績、売り上げともに40.8%減少しております。日本酒「平群」につきましては、平成29年度が1,508本で346万円、平成30年度が1,445本で323万円、実績、売り上げともに4.2%減少しています。

それから3点目の歴史散策などで平群町を訪れる人数についての御質問、ありましたが、まず町の観光名所であります信貴山朝護孫子寺と千光寺についてお答えいたします。

信貴山朝護孫子寺につきましては、平成29年度が59万7,000人、平成30年度が57万5,000人ということで訪れられております。千光寺につきましては、平成29年度が1万9,550人、平成30年度が1万8,800人となっております。また、観光ボランティアガイドの会の方々によるガイドされた人数につきましては、平成29年度が3,999人、平成30年度が2,822人となっております。

以上でございます。

○議 長

長良君。

○2 番

ありがとうございます。私、農業に従事した人間として、これからどんどんPR、いろんな形で御協力、町に願いまして、後継者、いろんな形で継いだ人たちにいろんな補助事業あるよというような形で町を挙げて後継者育成に、悪いんですけども声をかけてあげてやってほしい、そう思っております。これは要望です。

続いて、質問させていただきたいんですけども、規模の小さい農家さんは残念ながら跡継ぎがもういてないとかさまざまな問題あると思うんですけど、一定以上の規模になると、やはり跡継ぎさんがいて、大規模経営をされて輸出入を考えるような農業がこれからのいろんな形で進んでいくとか、この関空を使ってば一んと違う国へお花でもお野菜でもお魚でも輸出されていく。今までは輸入一辺倒の国から輸出入する時代にこれから農業も変わってくると思います。その中で一つ質問したいんですけども、規模の小さい農家ほど減少傾向が高い。その中でどのような支援を考えてるかお聞かせください。どうぞお願いいたします。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

減少傾向にある規模の小さい農家さんに対する支援策ということで、これは規模の小さい農家さんだけに限らずですね、農業者全体に対する支援策ということにもなります。設備投資等に対する補助や資金制度、新規就農者に対する補助制度など国の各種補助制度が充実しております。農地の貸し付けのあっせんを行う県の機関もございますので、規模の小さい農家さんに限らずですね、さらに規模拡大をするというようなお考えの農家さんについては、それらの制度等の利用を町のほうでも推進します。一層の支援に町としても努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

長良君。

○2番

ありがとうございます。私のバラ園を一緒にやってる、経営してるバラ園もいろんな施策で県の先生方やいろんな方たち、書類をつくってどんどん補助事業をつけてもらって経営を安定化できるように手伝ってもらってる。いろんな小菊農家さん、ブドウさんもバラもイチゴも皆さん平等に対等に、悪いんですけども提案して「こんな事業あるよ、こんな事業あるよ」というような形でどんどん施策提案してあげてください。どうぞよろしくお願いします。

もう一つ、観光、いろんな形で聞きたいこと、もう一つ次の質問でございます。焼酎の「里の恵」、これは平群町の遊休農地を活用した施策、何かないかということで、以前町長であられた方が何とか元気にていうことで、皆様方に遊休農地を活用して、お芋さんで「里の恵」を。それが一番のスタートだったと聞いております。今、焼酎の「里の恵」、またほかのお酒の販売実績が減少している。ちょっとPRしてでも何か持ちこたえていこうや、そういったところからお聞かせ願いたいんですけども、この販売実績がふえるために今どのような取り組みをしているのかお聞かせください。お願いします。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

芋焼酎、それから梅酒なんかでもそうなんですけど、販売実績が29年度から30年度に対して非常に減ってるというのは、直接の原因として、例えばPR不足だとか耕作面積が減ったということではございません。まず、芋焼酎「里の恵」についてはですね、生産してる年の秋に非常に長雨が続きまして、それによる日照不足が起因しまして金時芋の収穫量そのものが減ってしまったと。

大幅に減少しまして、それによって生産数が減って、あわせて販売数が減ったというような状況でございました。それと梅酒につきましても、梅の木そのものがですね、非常に衰退しました。実があんまりならなかったということで、収穫量がかなり減少してきたということで、あわせて販売数が減ったということになっております。

これを解消する取り組みとしましては、芋焼酎「里の恵」につきましては原料の金時芋を生産してくれる生産者の確保に努めて、金時芋の生産、納品不足が起きないように今対応しているところです。ちなみにですね、平成30年度ですね、令和元年度に製品化するものですが、平成30年度の芋の生産は所定の2.2トン、これが納品済みでございますので、「里の恵」のアルコール度数40度のもんは300本、25度の分は1,200本、製造が既に進んでおります。よって随時販売しているところでございます。

梅酒につきましては、収穫量の確保に向け、平成29年度に町が管理している梅の畑、梅畑で梅の木を新たに10本植えかえまして、令和2年度には生産者からの納品も予定しております。そういうことで商品の数の確保に努めております。

また、日本酒「平群」につきましては、近畿大学と産学官の連携による商品ということもありまして、近鉄百貨店の大学関連商品のお中元企画の品として取り扱ってもらうなどですね、近畿大学のネットワークを活用したPR販売にも努めております。また、島左近ラベルの数量限定販売など町の歴史資源を活用した商品開発にも取り組んでおるところでございます。芋焼酎、梅酒も含め、今後もですね、ホームページやパンフレット等への掲出、ポスター掲示、マスコミを利用したPRや各種イベントでの販売等、あらゆるツールを活用して多くの方々に購入していただけるようPRに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

長良君。

○2 番

すみません、もう一つこれに追加して教えてほしいんですけどね、「里の恵」の芋とか梅、どうやってつくっていただいたか。またお米、やっぱりこんだけの面積を委託しているというような形でせんと2.2トンとかある程度の収穫量は確保できないと僕は思うんですけども、そこら辺はたくさんこれからつくってもらえるような施策があるんかどうか。ただ、この面積だけ上がって「あ、ことしは2.2トンやったな」とかそういうふうな形で焼酎にしてもお酒にし

でも梅酒にしてもやってるんかどうか。というのは、例えば、よその地域からね、平群町以外からお芋さん買うてきて、「里の恵」っていうて売ったり、お酒の平群というて売ったら我々の地産地消、適地適作、それは小学校の子どもや中学校の子どもたちが給食で入れるいうて、「平群町でつくったイチゴ食べたんや、きょう。お母さん、お父さんおいしかったで」と言うてくれるんと一緒に、やはり平群町のPR事業として平群町の遊休農地、平群の梅、そういった形で、それと、こんだけしかできひんかったからこんだけしか生産できなかったんだと、そういうのだけ、やっぱりアピールしてどんどんよくなったらどんどん生産していかなあかんで、そこら辺ちよっともう1点だけ、その部分お答え願えますか。お願いします。

○議 長

はい、観光産業課長。

○観光産業課長

まず、当然原材料につきましては、平群の農地で作られたものということで生産したいと。それと生産量なんですけども、平群町で作った原材料を奈良の酒造メーカーさんに委託してつくっていただいております、生産するキャパというのがある程度限られておりますので、幾らつくっても全部いけると、つくれるということではありませんので、酒造メーカーさんがつくられる範囲いうのの中で、平群町で原材料が欠品して、要は予定してお酒の本数ができないと、欠品してしまうというようなことがないように、自然の中でつくるものですが、生産量がどうしても季節によって変わってくるところもありますし、年によって変わってくることもあるんですが、それを補うような施策をしながら、できれば平群町の農家さんが遊休農地等を利用して、今まで芋にしるお米にしる、つくっていただけるというように農家さんが自主的につくっていただいたものを、それを加工して特産品として平群町のPRに役立てていきたいということでございます。

以上です。

○議 長

長良君。

○2 番

ありがとうございます。数量の確保は、農産物は乱高下があるもので大変だと僕は自分で就農してるんでわかってるんで、数字をもって追ってというわけにいかんのがようわかっております。できるだけ皆さんが、また競り行って乱高下するような形でね、農業されてる方に安定した金額でないのとってあげられない。今度お芋にしても梅にしてもね。これやったらもう町のためや思うて

協力したいけど収益上がらんかったらやめやってもし言われたらね、やっぱり原材料生産物がなかったら物ができないんやから、そこら辺も加味して、概算ながらでね、守っていけるような単価推移で買うてあげてくれたらずっとね、お酒も焼酎も梅もつくり続けてくれると思いますんでね、それが我々の適地適作の品種やったら、もっとつくりやすくて収穫量多くなると思う。そこら辺、地の利を生かして取り組んでいただけるよう推進してやってください。農家さん、喜ぶと思います。

続いて、もう1点、信貴山や千光寺、観光ボランティアガイドの方々の集客に向けた取り組みについて教えてください。どうぞよろしくお願いします。

○議長

長良議員、大項目についてはそれぞれの質問でいいんですが、小項目について、この平群町の特産物とPR事業については一括で質問していただかないといけないというルールになっています。

○2番

行ったり来たりしたらあかん。

○議長

そうなんです。一括で質問していただくルールになっていますんで、ほかにこの2項目でまだあるんであれば続けて質問いただきますようお願いします。

○2番

ごめんなさい。議長、もう1回教えてください。

○議長

大きな項目についてはそれぞれの質問に対しての答弁になるんですが、小項目、今の平群町の特産物とPR事業についてという質問については一括で質問していただいて、一括での答弁になります。それぞれの質問、それぞれの答弁ではございませんので、もし、ほかにこの2番の項目についての質問があるんであれば今続けて質問をいただきますようお願いします。

○2番

ほな最後、最後もう一つだけ聞きたい。

○議長

どうぞ長良君。

○2番

最後お願いします。すみません。信貴山や千光寺、観光ボランティアのガイドの方々の集客に向けた取り組み、最後もう一つだけお聞かせください。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、信貴山、千光寺、それから観光ボランティアガイドですね。それぞれに対するということでお答えいたします。

まず、信貴山につきましては、信貴山自体が寅まつりや俳句大会や信貴山城址講演会の開催などを地域の歴史的資源を有効活用して活発に取り組まれております。来月10月22日にもなら100年会館で奈良大学や天理大学等の日本を代表するような城郭考古学者の先生たちによるシンポジウムを開催いたします。また、信貴山城址の保全整備については、今現在も町と連携をして取り組んでございます。

また、千光寺につきましては、気軽に滝行体験ができるパワースポットとして、奈良県のビジターズビューロー、これ、名称として、旧の名称は奈良県観光協会と言ってるんですが、が日本旅行とかJTBなんかの旅行会社とタイアップして実施しております旅行企画に平群町のほうでも推薦いたしまして、平成28年度からは毎年千光寺のほうで滝行体験ツアーというのが実施されております。そういった取り組みだとか、あと観光ボランティアガイドの方々におかれましても、ウォークの開催や土日祝日には道の駅にボランティアの方が常駐していただいております、椿井城址や烏土塚古墳などの道の駅周辺のガイドなどさまざまな活動をされておられます。町といたしましても今後あらゆるツールを活用しまして、集客増につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

長良君。

○2番

まだまだふなれで申しわけありませんでした。この観光産業課の質問についてはこれで結構です。すみませんでした。順番間違えました。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、長良議員御質問の3点目でございます。今後の財政見通しについてお答えを申し上げます。

まず現状の町財政の状況につきまして、まずもって御説明を申し上げます。本町の財政状況は非常に厳しく、平成30年度決算におきましては、実質収支が7,407万4,000円の黒字ではありますが、実質単年度収支は1億4,

622万2,000円の赤字となっております。また、この状況は30年度だけのものではなく、地方債残高、これはいわゆる地方公共団体の借金というふうになるようなものでございます。この地方債残高が145億8,836万2,000円と非常に多額の残高があるということ、また財政調整基金、これはいわゆる自治体の貯金というふうに御理解をいただけたらと思いますが、これがわずか9,319万7,000円であること、また、自治体の財務状況をあらわす財政指標からも実質公債比率が15.6%と非常に高水準であり、特に将来負担比率につきましては225.7%と、恐らく今期の決算では、まだほかの自治体さんのほうが決算の報告出てございませんが、恐らく奈良県ワーストワンになるのではないかというふうに思っております。全国的に見ましても夕張市に次ぐ悪い数値となる可能性が極めて高いというふうに思っております。

この将来負担比率があらわすとおり、町の財政規模や基金の残高に対し、地方債の残高、さっき申し上げました借金の割合が非常に高く、これが一定の水準に落ちつくまではこの厳しい財政状況は今後も続くのであろうというふうに推測しておるところでございます。

では、このような高い公債費、いわゆる公債費の残高が高い状況になっているということをまず分析をいたしますと、一つが先ほど申し上げました貯金の部に類します財政調整基金といいますのが、平成14年度では6億3,190万2,000円ございましたのが、平成30年度の決算では9,319万7,000円になったということでございます。

次に、借金でございます地方債の残高でございますが、平成14年度では104億3,172万5,000円であったのが30年度末では145億8,836万2,000円とかなり増額となっております。

次に、負債でございますが、これにつきましては、当時土地開発公社の債務が平成14年度では46億8,401万8,000円ございましたが、これは借りかえということで、第三セクター債等の発行によりまして解消することができ、全体といたしましてはほぼ15年前と同水準の債務状況になっているというのが今の財政の現状でございます。

この間でございますが、町は、今申し上げました土地開発公社の精算、駅周辺整備事業の推進、小学校の再編、こども園の建設、また、今現在着手をしております文化センターの建設とさまざまな事業を実施してまいりました。当然それぞれの事業については現状を過誤できないものと判断して事業化に取り組んだわけでございますが、実際にはその債務は重く、将来負担として町の財政を圧迫しておるのが現状であるということでございます。

議員御質問にございましたこれからの平群町の財政見通しを明るいものに導いていくために、その方針とプロセスはというお尋ねでございますが、このように一時的に財政が好転した時期も確かにございましたが、抜本的には安定した財政状況になり得ていないというのが現状でございます。そのために町といたしましても平成16年度には平群町行財政改革大綱を策定し、16年度から平成25年度までの期間を計画期間といたしまして、行政組織の見直し、また、各種使用料の見直し、事務事業の見直し、廃止、総人件費の抑制ということで、なるべく内部の自助努力によることを目的に実施をしてまいりました。また、その後、平成26年にはこの行革大綱の部分計画ということで、第2次平群町行財政改革大綱の中身を目指すべき方針といたしまして策定期間を定めながら取り組んできたところでございます。

この財政健全化計画の中におきましては、先ほど申し上げましたものに特化をした形で行財政改革の基本的な指針として取り組んでおります。主なものとして、先ほど申し上げました事務事業の見直し、また組織の見直し、職員の定数管理、また、今言われております住民参画、住民協働などの取り組みを目的、取り組み事項といたしまして推進をしておるところでございます。

結論といたしまして、まず財政の健全化には即効性のある特効薬はないというのが現在のところでございます。これは地道にこれらの行財政改革の取り組みを推進しながら歳出の徹底的な見直しと自主財源の確保をする施策の推進、この両方に努めていかなければならないというふうなことで、日々財政運営に取り組んでおるとというのが現状でございます。

以上です。

○議 長

長良君。

○2 番

ありがとうございます。まだまだなれなくて。1個、もう一つ再質問させてください。ずっといろんな方々の質問の中でね、第2次平群町行財政大綱、そういったもので作成して次につながるというような形、今おっしゃいましたけれども、今後この決算、9月議会終わって、新しい指針、こっだけ数字来たからもう1回練り直して、こういう指針でやり直すんやというような練り直しはあるんかどうかな。新しい展望を示せるような施策をやり直すんかどうかな教えていただきたい。よろしくお願いします。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

長良議員の再質問にお答えをさせていただきます。

財政問題につきましては大変、なかなか大きな課題であるところでございます。議員のほうから御質問、御指摘賜りましたところも踏まえて、今後の財政状況をどういうふうに取り組んでいくかというところでございます。基本的には今申し上げましたさまざまな計画を策定する中で、内部の自助努力ということで財政の健全化に向けて今取り組んでおるところでございます。このことにつきましては、今回の御質問のみならず、ずっと申し上げているところでございますが、なるべく住民の方の負担を求めずに行政内部の自助努力によりまして財政再建に努めていくというのが平群町の考え方でございます。

ほんで、今、御質問の中で一部触れていただいたようなところではございますが、今後の平群町の将来みたいなどころでの展望でございますが、今現在確かに多くの地方債の発行によりまして道路の整備や施設の整備、また平群駅周辺整備事業をやっておるところでございます。これを単に地方債の発行によってできたもの、いわゆる負債とするか、またこれを一つのまちづくりの起爆剤としての資産とするかは今、我々行政に携わっておるもの大きな大きな命題であるというふうに考えております。こういうふうな資産を活用する中で住民の方に喜んでいただけるような施策の展開というのが急務やというふうに考えておりますので、そのことを踏まえまして今後の財政展望としていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

長良君。

○2 番

ありがとうございます。なかなかなれてなかったもので、皆様方に御答弁願って不自由をかけて申しわけありません。

最後に町長、今後の政策についていろいろ提案あると思いますけれども、これからの取り組みについてもう一度答弁お願いします。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、長良議員の質問に答えさせていただきます。

平群町の財政状況、今、今年度の30年度の決算状況で明らかになったように、また今、政策推進課長が答弁しましたように、本当に平群町の財政状況は厳しい状況であります。この難局につきましては職員が一丸となって、この財政危機を乗り越えて、そして、住民の皆様が明るい希望を持って住んでいただ

けるようなまちづくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。  
議員の皆様方にも御支援、御協力をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長

長良君。

○2番

ありがとうございます。私の質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長

それでは、長良君の一般質問をこれで終わります。

午後1時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時52分)

再 開 (午後 1時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号9番、議席番号6番、植田君の質問を許可いたします。植田君。

○6番

それでは、大きく2点にわたり質問をさせていただきます。

まず、1点目は待機児ゼロのこども園運営についてであります。このこども園の待機児童の問題については、昨年のちょうど9月議会に初めて取り上げをさせていただきました。その後、毎議会のように質問をさせていただきます。ぜひ今議会での答弁では大きく前進するような答弁を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

こども園の待機児童問題が今年度4月から初めてこの平群町で発生しました。その中で、その後、一部8月からゼロ歳児3名の受け入れができるようになりました。現在は、その後また申し込みあり、現在ゼロ歳児で4名、1歳児で2名、2歳児で1名、計7名が今、待機児となっているというふうにお聞きをしています。行政当局のほうも保育教諭の確保に大変苦慮をされていることは承知をしているところであります。7月の広報でも任期つき保育教諭の3名の募集を掲載されていましたが、応募の状況はあったのかなかったのか、お聞

きをしたいと思います。

また、6月議会の私の質問の中で来年度の新規採用については考えているという旨の答弁がありました。この8月の広報で2名程度の正規職員の保育教諭の募集が掲載をされておりました。受け付けは9月2日からとなっていますが、問い合わせ等について現在どういう状況なのか、お聞きをしておきたいと思います。

そしてまたこの間、7月10日に入園を希望するゼロ歳児を持つお母さんたちと西脇町長に懇談、要望書の提出なども行わせていただきました。その中で保育教諭の早急な確保を求めることはもとより、途中入園の申し込み、職場復帰が決まっている場合などの受け付けを現在2カ月前より早くできるようにしていただくこと、また入園の可否の決定についても入園希望月の前の月である10日では遅く、育休の延長、あるいは他の施設の確保など大変厳しい状況となります。もう少し早目の可否決定通知の送付等も要望いたしました。回答では申し込みについては検討したいと。可否決定についても調査、検討したいということでしたが、どのような検討がなされたのかお聞きをしておきたいと思います。

また、もう1点、保育の必要性の認定期間について平群町では90日とされています。この期間は待機児としてカウントをされますが、それを過ぎると待機児から外れ、一定期間一時保育の対象となるということもお聞きをしていますが、平群町の場合、保育教諭が確保できなくて入園できない場合などは引き続き待機児として対応をとるべきではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

大きく2点目は、新しい図書館運営と中学校図書館の充実についてであります。来年4月から新たに図書館が平群総合文化センター内にオープンします。それに伴い、これまでの図書館の延べ床面積も3倍となります。充実した図書館運営の3要素として挙げられるのは場所、これ、私は開館時間等も含むと思いますが、それから資料と書いて本ですね、そこに置かれる本、それから人、これは司書ですが、この3要素が非常に大事だと言われています。初日にも質問させていただきましたが、開館時間の問題、あるいは祝日開館についても再度現場の声や、あるいは利用者の声を聞いて、4月までまだ十分時間もあることですので、十分検討して、本当にこの新しい図書館が住民の方が喜んで使っていただける、そういう施設となるような対応をとっていただきたいというふうに思います。

そういう中で本の部分ですね。県内の町立図書館の中で平群町の町民1人当たりの資料費、これは何番目ぐらいに位置しているのでしょうか。また、約3

倍の広さになることも含め、司書の増員が必要ではないかと考えます。そして、司書の専門性から考えれば、正規の司書の配置も必要と考えますが、どのようにお考えでしょうか。

2点目としまして、4月から中学校にも学校図書館司書が配置をされました。中学校の司書の配置時間は現在朝の2時間と放課後2時間程度であります。小学校司書の配置時間に比べると、私は短過ぎるのではないかと考えます。図書館司書は生徒の調べ学習の支援、あるいは先生方の授業のサポートとしての役割も大きな役割として持っていると考えます。そういう意味では配置時間を小学校と同様に改善していく必要があると考えますが、いかがお考えでしょうか。

以上、大きく2点にわたって明確な御答弁よろしくお願いたします。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

植田議員の大きな1点目、待機児ゼロのこども園運営についてというところでですね、職員の応募の状況についてお答えさせていただきたいと思います。

現在の募集の状況であります。任期付きの保育教諭3名の募集を7月に広報に掲載をし、行っておりますが、今のところ応募がない状況でございます。また、9月から正規の保育教諭、来年度の採用なんですけども、募集を開始しておりますが、こちらにつきましては、きょう現在2名の方の応募がある状況であります。周知につきましては現在フェイスブックや奈良アプリにも掲載をして周知を行っているとともに、県内の大学を回って周知を行っているところでございます。引き続き保育教諭の確保に、待機児童発生しないように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、引き続きまして、植田議員の1項目めの御質問に教育委員会よりお答えをさせていただきます。

まず初めに、現在直近の待機児童の状況ですが、ゼロ歳児4名、1歳児2名、2歳児1名の計7名と聞いているとのことでしたが、現在の待機児童はゼロ歳児の4名のみでございます。1歳児2名は育児休業手当申請のためであり、2歳児1名は別の園に在園中ですので待機児童とはカウントされません。しかし、4名の待機児童が発生している実態を重く受けとめ、引き続き保育教諭の確保に努めてまいりたいと思っております。

次に、こども園の途中入園受け付け時期と入園の可否決定時期を早める要望の件についてのお尋ねでございますが、7月10日に提出されました要望書の回答としましては、途中入園に関しては、現在の2カ月前からの受け付けを早くできないか検討をいたしますと回答をさせていただきました。その後、いろいろと検討いたしました、やはり4月入園に関しましては新年度の入園受け付けの方と混乱を来すため、2カ月前からの受け付けとさせていただきたいと考えています。ただ、5月以降の入園につきましては、基本は2カ月前からとしますが、数日前に提出に来られましても園のほうでは柔軟に受け付けをし、対応したいとこのように考えております。

また、入園可否の決定についてでございますけれども、入園決定には園の直近の状況が必要なため、平群町では入園希望日の前月10日をめどに可否決定をさせていただいております。この件に関しましても、お答えとしては、近隣の自治体も調査し、検討したいと回答させていただきました。その後ですね、こども園を運営しております数カ所の自治体に伺いましたところ、決定日は平群町では入園月の前月10日ではありますが、1市が平群町と同じでございました。そのほかの自治体につきましては、それよりも遅く前月の20日前後にされておりました。育児休業の延長の手続きでありますとか、一時保育の申請時期等を考慮いたしますと現在の時期が妥当だと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

それでは、2点目の保育教諭の確保できない場合などは90日間経過後も引き続き待機児童の対応をするべきではないかとの御質問にお答えいたします。

平群町では休職を事由とする場合、保育の必要性の認定期間は現在雇用保険の失業給付日数の90日を限度として定めているところでございます。町の都合によりまして引き続き待機児童として取り扱いをするには、90日間の再認定期間を基本に再認定を行うことを想定しておりますので、それに伴う手続上の整理を行った上、検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長

植田君。

○6番

ただいま、るる答弁をいただきました。保育教諭の確保の点については、7

月で任期付きの3名の募集をしていたけれどもゼロであったということです。やはり、これまでも申してきましたが、任期付きといえどもやっぱり非正規になる、正規職員の扱いですが期間決まっていますのでね、なかなかそこで。とりわけ保育教諭という、保育の現場も含めてそうですが、非常にやっぱり一般の職種と比べて賃金が低いということもあってですね、免許を持っててもそこに就かれないという方もたくさんいるということも、そもそも当然御承知やと思うんですが、そういう中せめて正規職員でないと、やっぱりそれを募集というか応募がないというのは私はそうだと思うんですね。だから、そういう中では一応来年の4月からは2名の今現在応募があるということなんですけど、この2名、今現在平群町は2名程度ということなんですけれども、2名でね、果たして、じゃあ来年4月からの待機児がゼロになるっていう方法があるのかっていうたら、私はかなり厳しいのではないかなというふうに思います。

やはり2名ではなく、3名ないし4名程度はね、新たに正規職員として雇用していくということが必要だと思います。来年度については育休の職員が1名復帰するというのもお聞きをしています。その一方で、正規の園長かな、1人がもう定年退職ということなんかもありますし、まだまだ育休中の方々もいらっしゃるという状況の中で、ただ、それが来年度に間に合えへんし、年度を追って退職と入れかわりっていうことなんかも含めてございますので、やはり町長自身もね、公約として挙げてられた、これは前の議会でも言わせてもらいましたが、待機児ゼロのこども園運営ということをわざわざ赤字でそういうふうに挙げられたというのは非常にこれはだから、町長としても必ずこれはやっていく問題だというふうな認識のもとにそうされたんだと思いますので、もう絶対この来年4月からの待機児はゼロでいける状況をね、やっぱり町としてはつくっていくべきだと思います。

そうすることがまた若い世代を平群町に呼び込む、町税収入のアップにもつながる、また、町の活性化にもつながっていくというふうに思いますので、とりわけ若い世代は共働きがもう本当にほとんど。そうしないと生活がやっていけないというような状況もありますので、そこをどうフォローしていくのかっていうことが私はこれから平群町のまちづくりの観点では非常に大事だというふうに思いますので、その点、この2名よりもやっぱり待機児童を出さないっていう立場での新規の職員の採用を検討していただきたいというふうに思います。

それと、待機児の問題について今、課長のほうから実質的な待機児はゼロ歳児の4名だということですよ。ただ、これも4月入って5月ぐらいからばばっとやっぱり入園希望が出てきたという問題もありますのでね、これはもう

通年通して、多分6カ月を過ぎれば園に預けられるという状況ができますので、これはもう毎月ごとにそういう人数というのは出てくる可能性が非常にあります。これまでも多分そうだったと思うんですね。それを結局、今の状態では全然受けられないという状態になってると。8月には一部ちょっと受け入れができたというふうな事になったんですが、ただ、やはり非正規の中では人が集まらないので、結局、待機児がずっと続くというような状態が実質発生してますし、これも今後4月までの間にまた入園申し込みも出てくるということは十分考えられますのでね、この点についてね、どのように今のゼロ歳児の4名も含めて、どのような対応して考えていかれるのか。これを必ずやっぱりその受け入れができるような状況をつくっていくのかどうか、お聞きをしたいと思います。

ただ、ゼロ歳児4名については、今、空きの状況がゼロ歳児3名枠しか両園合わせてないということで1名の方がどうなるのかっていう問題は非常にちょっと苦慮するところだと思うんですけども、そういうことも含めて来年度に向けての待機児ゼロを目指すための対応として、私はもう少し新規採用をやっぱりふやして、きちっとそこはカバーできる体制をとるべきだという問題。それから現在ある、行政側が言ってる、教育委員会からあった、実質的な4名の待機児をどう解消していくのかという問題を再度お聞きします。

それと、入園申し込みの関係で4月の新規時の入園のときの関係もあるということがおっしゃったんですが、5月以降については、まだ10月の申し込みまであるわけですから、そのときにそれまでのその間でも、言うたら3カ月、実質2カ月じゃやっぱり厳しい部分があるので、特に復帰日が決まってる方は行政側もその必要な人数把握をすることによってどういう体制をとらないとだめなのかというのはおのずとわかってくる部分がありますのでね、ここはやっぱり、5月以降の入園申し込みについては期間をもう少し猶予が持てるような対応をとっていただきたいというふうに思います。

それと可否決定の問題についてです。平群は、課長の答弁から聞いたら、まだ十分余裕があるようだというふうにおっしゃったんですが、それでもやはり希望月の前月の10日ということで、もしだめだった場合は、最初に言わしてもらったように、もう復帰が決まってる方は特に園を探さなあかんという問題、それから、さまざまな手続を子どもを連れてやらなあかんという状況もありますので、そこら辺はもう少し、たとえ1週間でも2週間でもちょっと猶予が持って対応できるというそういう優しいというか、配慮した対応をぜひこれはちょっと検討をしていただきたいというふうに思います。

それと、西岡課長のほうからの保育、90日を過ぎた後の対応なんですけども、最初に言たように、やはり平群町が保育教諭がいなくて入れないわけです

から、本人さんが入って90日間仕事が決まらなくてという問題ではないのでね、これは申し込みのときにね、そういう状況も含めて、こういう場合はこういう手続を打ってもらえたら引き続き対象として、待機児としていけますよというふうな丁寧な説明をしていただきたいなというふうに思います。実際それで切れてしまって、1カ月ないし2カ月後にまたやった場合にね、その2カ月間にひよっとしたら保育教諭が決まるかもしれないと。そうなったらせっかく待ってはった人が入れなくて、次に回ってしまうということもありますので、平群の今の特殊なそういう待機児の発生してる事情から考えたら、そこは十分そういうことがないように、検討していただくということです、それはぜひよろしく願いいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今、職員の来年度の採用の人数についての再質問についてお答えさせていただきます。

現在2名程度ということで応募しております、おっしゃいましたとおり4名が必要だという意見があります。それはまあこちらも認識しておきます。今の育児休業の職員の状況、待機児童、いろんなものを総合しまして、採用人数についてはまた適正に判断していきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

再質問にお答えをさせていただきます。

まず初めの現在の4名の待機児童の対応について教育委員会としてはどのように解消しようとしておるのかという御質問だったかと思っておりますけれども、現在、ないからといって知らんふりをしているわけではございません。保育教諭の知り合いのお友達であったりとかですね、学校の教職員の知り合い等にも人海戦術で探していただくようお願いもしておりますし、あわせて、町の職員の関係にも保育教諭の免許を持った知り合いがいてないかというようなことで、全力で教育委員会としては臨時保育教諭の確保に向けて動いておるところでございます。

それと2点目の途中入園の受け付けの関係でございますが、答弁いたしましたように、原則2カ月ということになっておりますけれども、5月以降につきましては極力柔軟な受け付けをさせていただきたいと思っておりますし、保護

者への周知の関係もございますので、次年度から方針を再度検討していきたいと思っております。

それと可否決定の関係です。述べましたように、平群町は前月の10日に決定通知を打っておるということで、ほかの自治体と比べましても保育行政におくれをとっておるという対応はしておらないと確信しておりますので、現在の対応で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

引き続き、待機児童等対応できるよう前向きに検討のほうさせていただきたいと思えます。また、休職の要件の延長についての周知ということで、申し込みがあった際には延長もできるようになっているときの方法について周知徹底を図っていきたいと考えております。

○議長

植田君。

○6番

先生の雇用については、来年度については適正に判断していきたいというふうに川西課長のほうから答弁がありました。当然それはさせていただきたいというふうに思いますので、2名程度ですので、2名というふうに言い切ってるわけではないんですが、やはりそこら辺はね、程度でも4名程度ぐらいにはしてほしかったなというふうに思います。今の現状から見たらね。とにかく、保育教諭不足のためというので、いただいた資料の中では4人の先生が必要なことになってます。先ほどのいろいろ、ゼロ歳児の4名以外の年齢の方がそこに入っているのかどうかちょっとわかりませんが、そういう意味からもね、とにかく待機児を出さないという方向をつくっていただきたい。

いろいろ確かに現場では先生の確保に必死になってはることは十分わかっています。その一つのネックがやっぱり正規でないということも大きな私は要因だと思っております。この点について町長自身が掲げてはった公約との関係で言えば、来年度は絶対それは出さない方向でやるんだというふうな決意を持っていたらいいと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。これは町長のある意味、どう住民に対して自分の掲げた公約を実行していくのかということにもつながりますので、それをお願いいたします。

それと、入園申し込みについては新年度から、言うたらどういうふうにしていくか再度検討したいということですので、ぜひこれはお願いしておきたいと

思います。

また、可否決定については今のところ平群町は適正な判断をしているということなのですが、そういうこともあるということも踏まえて、今後また、その状況なんかも踏まえてね、やっぱり柔軟なというか必要な対応はとっていただきたいなというふうに思います。これはもう答弁結構です。

さっきの町長の決意ですね。それを聞かせていただけますか。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、植田議員の質問にお答えさせていただきます。

今年度9月広報で2名程度の臨時職員の募集を今現在行っております。現在、育休、産休の保育士もいるってということも事実でありますので、来年度の園の運営につきましてはどれだけの保育士が要るのかどうかいうのも適正に判断してまいり、できるだけ待機児童を出さないように努力してまいります。

○議 長

植田君。

○6 番

できるだけではなくて、4月からもう絶対出さないぐらいの、だから強い決意で町長、臨んでいただきたいんです。そのことが、だって、平群で待機児があるなんてということで、やっぱり平群やったら入れるん違うかということでも若い世帯も来てはるところもある中でね、待機児がもう4月から出てきてますし、それが1年以上、2年にわたって続くようなことは絶対にやっぱり避けていただきたい。みんなどことも、その部分では保育教諭の確保に非常に力入れてます。三郷町は中途というか途中入園でも入れるような対応で、その分も含めて4月からの雇用をしているということは、これはもう紹介もさせてもらいましたよ、これまでにね。

そういうことも含めて、そら財政大変や言いはるんやったらそうかもしれへん。だけど、その財政をちょっとでも好転させていこうと思ったら、勤労世帯、若い世帯にどれだけ来てもらうかっていうの非常に大事なんです。税収を納めてもらうことはね。そういう勤労世帯に来てもらうことも平群町の財政を好転させていく私は一つの手立てだし、町自体の活性化を図るためにもやっぱり若い人たちが住みたいと思える町っていうのは、非常にそういう意味では魅力的なまちづくりをつくっていかうと思ったら、まず最初が保育園に入れるかどうかが若い世帯が住むところを選ぶ一つの大きな要因ですので、これはぜひ町長、できるだけではなくて、必ず来年4月は待機児を発生させないという方

向での対応をお願いしたいということは強く申して、この件については以上で結構です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、植田議員の2項目めの新しい図書館運営と学校図書館の充実について、お答えをさせていただきます。

まず1点目の新図書館の運営につきましては、昨日、森田議員の御質問に已波参事から御答弁させていただきましたように、開館時間の延長や祝日開館などサービスを拡大することでニーズを喚起し、利用者の増加を図るということも想定されます。しかし、利用者の動向やニーズはまだはかりかねるものがございます。まず現行に準じた体制で運営し、利用者の動向や満足度、そして、未利用層のニーズを精査してまいりたいと考えております。

次に、平群町の町民1人当たりの資料費及び県内町立図書館の中での位置づけについてでございますが、昨年度予算額で資料費は雑誌、新聞等も含めまして総額266万3,000円で、町民1人当たり約143円となります。これは県内において公民館、図書室を除き図書館を設置をする11町の中で10番目という位置づけとなります。

そして、司書の配置についてでございますけれども、議員御指摘のとおり、新図書館は現在に比べ約3倍の床面積となります。したがって管理面積もふえ、業務の拡大が懸念されるところでありますが、司書の負担をふやすことなく、より質の高いサービスの向上を目指すため、人事担当課とも協議を重ね適切な人員配置になるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の中学校の図書館司書の配置時間を小学校司書と同様に改善すべきではとの御質問にお答えをさせていただきます。

現在、小学校の学校司書は月額フルタイム雇用で、中学校につきましてはおおむね1日4時間、年間800時間の勤務時間数の時間給での勤務体系としております。小学校と中学校で勤務体制の違いがあることにつきましては、年間の学校の授業やカリキュラムの違いがあり、一概に小学校と中学校を同様にという考え方を持っていません。全ての教科において教科担任制である中学校と学級担任制である小学校とでは授業の進め方が全く異なっております。また、放課後には多くの生徒が参加している部活動もあります。これらのことから司書の配置につきましては、学校現場のニーズを聞いた上で生徒の利用が多い開館時間に絞り、司書を最も必要とする時間に柔軟に対応できるよう時間給での配置をしております。効率的、効果的な運用に努めておりますので、さらなる

配置時間数の増加は考えておりません。これからも町立図書館と学校図書館の連携に加えまして、多数の図書ボランティアの方々がかかわっていただいておりますので、創意工夫しながら学校図書館の運営を行ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議 長

植田君。

○6 番

幾つか再質問させていただきます。今回の議案の中でも私も質問させていただきましたが、時間延長。これ、きのう森田議員のほうからも質問があったと思います。祝日開館の問題もね。ニーズがどうなのかっていうのを動向も見てということをおっしゃったんですが、それならまだ来年4月オープンですから、今実際利用されてる方々にね、私は聞いたらいいと思うんですよ。利用されてる方が来年4月からオープンするに当たって、利用時間はこれでいいですか。こういうふうな祝日開館なんかのことについてもね、やっぱりそこで掘り起こす時間は私、十分あると思うんです。それをもって、やっぱりやっていくべきだと思いますし、利用者は必ずね、使える時間が広がれば広がってくると思うんですよ。せっかく新しく広くなった図書館でやっていくわけですから、やっぱりそこを利用しやすい、利用しやすいというのは場所もそうですし、あいてる時間がどれだけ確保できるかということにも私はつながってくると思います。そうでないと結局、利用者が固定されてしまうことにつながっていくというふうに思いますので、まだ4月までありますから、そこら辺ニーズ調査も今からでも取りかかっても、やってもらってもいいと思うんですが、特にそういうふうの開館時間とか祝日開館とかっていうことやったら、新しいところへ移るときにやっぱりやるべきだと思う。途中からやるっていうのはかなり難しいです。で、やっぱり新たに大きくなったところで、新たなところでスタートするときやっぱりそこら辺を見直してやるべきだと思うんですが、その点について、ニーズ調査も含めて、私は今からでもそういう利用者ニーズをとって行って、4月に間に合うように対応すべきだというふうに思いますが、その点についてはどうなのかと1点、それをお聞きをします。再質問します。

それと資料費の問題ですね。平群は雑誌も含めて266万3,000円だと。年間ね。1人当たりにしたら143円。これは県内の町立図書館の中で11町の中で10番目ってかなり低いなというふうに思うんです。現場の図書館のほうは、ほんまに司書さんとかいろいろ工夫されていろんな取り組みもされてというのは、非常に頑張っておられるというのがあるんですけども、いかんせん、

その中心となる本が買えないと、やっぱり限界というのはあるわけですよ。11町中10番目っていう資料費ではちょっとね、新たな図書館オープンするにはとてもじゃないけどもやっぱり足りないんじゃないかなというふうに思います。今、多分、新館のほうに移行するためにいろいろ整理もされておると思うんですけども、ちょっと図書館のほうの資料のほうでいただいたんですが、現在の平群の蔵書数というのは6万7,000か8,000かそれぐらいだというふうにお聞きしたんですが、これはこのまま丸々新館のほうに移行されるということになるのかどうか。実際新館のほうでは最初全く新たな分を買えへんとしたら何冊ぐらいが新館のほうに行くのか。

それと、新館は大体8万冊ぐらいを閲覧、見れるようになってると思うんですけども、そこら辺との乖離があるんであればね、やっぱり新しいところに、今のままそのままそっくり行ったら大体1万冊ぐらいがふえる、見れる本がふえるという状況になるんですが、それにしてもやっぱり今の資料費というか、年間260万程度ではせっかくオープンした図書館が本があんまり、目新しい本がないとかということになればね、せっかくの期待されている、期待感もすごく高いですので、そういう住民の方をがっかりさせるというふうになるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そういう意味ではぜひ、この資料費についてはもっと引き上げていくっていうことが必要だと思うんですが、その点の認識と、どれぐらい現在の本が新しい図書館に移行準備としてあるのかという問題をお聞きをしておきたいと思います。

それと、司書のほうも現場のほうは面積がふえるから業務も拡大するということは十分御承知してるというふうに課長のほうからもありました。だから、それをきちっとカバーできるような体制ということと、専門性である司書というのはね、考えたときに、現在おっしゃったように月額給が2名、それからあと時間給のパートが4名という形の司書。館長は任期付きの職員でいらっしやいますので。ただ、やっぱりこの体制ではかなり大変だということはもう予想されますのでね、ここをどうするのかっていうことは司書のレベルアップと言ったらおかしいんですけども、十分なレファレンスのサービスも図書館司書の大きな役割ですので、そこを担おうと思えば、経験とかあるいは研修とかっていうことも必要になってくると思うんですね。それをやっぱり保障していくような雇用体制というのは今後必ず必要になってくると思いますので、そのことを含めた司書の配置っていうのは4月からのオープンに向けて十分な検討をしていただきたいというふうに思います。この点についてもぜひ答弁をお願いいたします。

それと、中学校図書館の問題ですけども、いろいろ放課後とかカリキュラ

ムが小学校と違うんだというふうにおっしゃったんやけど、小学校も随時子どもたちがずっと図書館にいてるということもないんだと思うんです。確かに中学校のように授業ごとに先生が変わるっていうのと担任が持つっていうのは多少の使い方は違うんかもしれないんですけども、中学校は午前中2時間終われば図書館閉めるんですね。夕方また2時間またあけるという形ですよ。やっぱり学校図書館は常にあいている状況というのをつくっていただくということは私は必要だと思います。

学校図書館は特に図書館だけの役割ではなくて、第二の保健室であったり、子どもたちがやっぱり気持ち、その図書館でいろいろ自分の思いだとかそんなを司書に打ち明けてはるっていうのは、ちょっとほかでも聞いたことがあるんですけども、そういう役割も果たしてるということでは、やはり子どもたちがいてる時間はいつでもあいてて、いつでも行けるっていう状況をつくること、私は必要だと思いますし、小学校の平群町の学校図書館、本当に県下でもこれだけきちっと充実して司書を置いてもらってるっていうことはね、臨時職であっても置いてもらってるということは、非常に進んでたっていうこと、それすらも非常に努力していただけてるっていうのは十分わかるんですけども、やっぱり中学校でもね、そのことは考えていただきたいと。

実際、司書が常駐して、学校があいてる時間帯にいてる小学校では子どもたちの司書が配置によって、ぐんとやっぱり子どもたちが本に触れる、貸し出しをする冊数がぐぐっとふえてきてるっていう状況があると。そういうことは図書館に司書がいてて、いろんなそこでの司書さんとの交流とかいろんなことがあって、そういうことにつながっていくって。そういうふう子どもたちがたくさんの本を読むことで心の、やっぱり子どもたちの成長というのも非常に大きいですし、またいろんな調べ学習などで学習に対する意欲をつくっていくっていう部分でも司書の役割は大きいと思います。そういう部分ではね、中学校でもやっぱりあけて、いつでも来れるよというそういう状況をね、中学校図書館でも私は必要だと思うんですが、再度この点については御答弁よろしく願いいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、再質問にお答えをさせていただきます。大きく4点ほどの御質問だったかなと思います。

まず1点目でございます。図書館の開館時間の延長、また祝日開館についてニーズ調査をしたらどうか。そしてまた再考してもらえないかというような御

質問だったかと思います。開館時間の延長でありますとか祝日開館につきましては、図書館サービスの充実という点では大きな課題として認識をしております。利用者の動向でありますとかニーズがまだ今の段階では見えないことも多々ございますので、まずは現行に準じた体制で運営を行ってまいりたいと考えております。ただ、祝日に関しましてはですね、図書館は臨時開館することも可能でございますので、その対応も含めまして新図書館の運営を行ってまいりたいと考えております。

それと、2点目でございます。資料費の関係、そして現在の本を新図書館に丸々移管するののかということでございますが、予定では5万冊を移管する予定でございます。キャパは8万冊あるんですけども、予定では5万冊を移管いたします。図書館は議員が述べられてますように、場でありますとか本、人、これが重要な3要素として位置づけられています。そのどれも欠かすことがなく、バランスよく整えていかなければならないとこのようには考えております。4月からの新図書館の改修によりまして場は整いますけれども、そのほかの本と人につきましては、本イコール資料ですね、この新図書館がしっかり機能するように資料費も段階的になりますけれども、充実できるよう努めてまいりたいと考えておるところでございます。

そして次に、人員配置につきましては、今現在人事担当課のほうと適切な人事配置ができるよう協議を進めておるところでございます。

そして、4点目の中学校の司書の関係でございます。議員の言われることもよく理解はできますけれども、現在のように小中学校に司書を手厚く配置しております平群町は、奈良県下でももうトップクラスではなくトップでございます。ですので、これ以上の配置時間数の増というのは到底無理でございますし、考えておらないところでございます。

以上でございます。

○議 長

植田君。

○6 番

開館時間とか祝日の開館についてはどういうものが必要なのかと見えてこない。だから調査をしてほしいと。4月までのね。これはもうぜひお願いしたいというふうに思います。臨時開館などでも対応していきたいということです。ただ、今まで臨時開館されてこられたというのは聞いてるんですが、年に1回か2回程度、よくあってもそれぐらいだったんじゃないかなと思いますのでね。特にことは、10連休ってことはないんですが、多分もうないとは思いますが、10連休丸々図書館閉まってましたのでね。やっぱり住民の方はほ

かの図書館行かざるを得なかったという声も聞いてますので、ぜひそこら辺は、臨時開館とおっしゃるんやったら、それが本当に住民の方が利用しやすいような状況で臨時開館考えていただきたい。現在、日曜日と祝日重なった場合、振替休日は日曜、月曜ともに休み、休館となっている状況がありますので、ちょっとね、祝日は今国のほうでよう動いたりするからあれなんですけども、そういうふうに本来日曜日があいてるのに祝日と重なったら日月両方とも休みというような状況に今なってるというふうにお聞きもしておりましたので、ますます、言わば、そういう意味では図書館が利用できないという日がふえるというふうに思いますんで、ここはぜひ、臨時開館とおっしゃるんだったら、それが住民に喜ばれるような対応をやっぱりしていただきたいなというふうに思います。

それと、本の問題ですが、新しいところへ5万冊っていうことですので、現在持ってる蔵書からしたら2万弱、多分整理をされてそれぐらいになるんだというふうに思います。ということは8万のキャパに5万が今現在の状況ですのね。段階的に資料費の問題は考えていきたいというふうに御答弁いただいたと思うんですけども、一遍に全部ということには、残り3万を入れろというわけにはいかないんですけども、だけど、せっかくオープンするわけですから、やっぱり今の年間266万、1人143円は少なくとも倍以上ぐらいは、数年間はそういう状況で、新しい図書館に行ったら新しい本がたくさんあるって、ああ、よかったねって、新しい図書館できてよかったねと思ってもらえるような図書館づくりをするためにも資料費というのは非常に大事ですので、そういう意味では段階的にですが、今の金額はやっぱり、ここ数年間は相当本をきちっと配置をしていくという意味で必要ですので、そこは教育委員会、それからこれは財政当局にもお願いしますが、ぜひぜひ、せっかくあれだけの施設をつくるわけですから、外があって中身がないというようなことにならないように、そこはしっかりと必要なお金はつけていただくようお願いをしておきたいと思います。

それと、今の町立図書館の適切な配置をしていきたいというのは、それはもうぜひお願いをしておきたいというふうに思います。職員の働き方の問題も含めてですね、ぜひお願いをしておきたいと思います。

中学校の図書館司書の部分については現在のところはあの状態でいくということですので、だけど、せっかく小学校であれだけいいことをしてくれて、中学校にそのことをやっぱり引き継ぐという意味では、やはり常駐というか、子どもたちがいてる時間はいつでも行けるという状態はつくっていただきたいなと。これはぜひお願いをしていただいて、今後やっぱりそこら辺のところは現場の話、あるいは関係者の話も聞いて、ぜひ。せっかく県下で誇れる司書配置

をしてもらってる。ですので、それが生かせるような状況をつくっていただきたいなということをお願いしておきます。

何点かについて、答弁だけお願いいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

議員からいろいろと御意見をいただきました。できる限り新図書館が充実してまいるように努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

植田議員の再質問でございます。新しい図書館ができるということにあわせて、資料費といいますか、いわゆる図書の教材費等の充実ということでございます。

御質問でおっしゃっていただいている意図というのは本当に財政課のほうといたしましても身につまされる思いでお聞きしておるわけでございます。子どもたちの知的な成長を願うに当たって、やっぱり図書というのは私は大事なもんやというふうに思っております。ただ半面、今の財政状況というのは、もう毎回何か事あるごとに同じようなことを申し上げて本当に恐縮なんですけども、片一方でそういう側面もあるということでございますので、新しい図書館ができるというふうなの中で一定の現予算の中で必要なものにつきましては、財政課並びに担当課のほうと、要るものは要る、これは何とか我慢ができるというすり合わせをしながら、予算の配分等につきましては今後行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長

植田君。

○6番

ぜひね、4月からせっかくオープンするんですから、住民の方に喜んでいただけるような中身の図書館としてスタートできるように、ぜひこれをお願いをしておきまして、私の一般質問は以上で終わります。

○議長

それでは、植田君の一般質問をこれで終わります。

午後2時35分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 （午後 2 時 2 0 分）

再 開 （午後 2 時 3 5 分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

（ブー）

○議 長

発言番号 1 0 番、議席番号 1 0 番、窪君の質問を許可いたします。窪君。

○ 1 0 番

1 0 番、窪でございます。本日一般質問最後の登壇をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただいております 5 項目について質問させていただきます。

まず大きな 1 項目めは S D G s（持続可能な開発目標）の推進についてを質問いたします。S D G s（持続可能な開発目標）とは 2 0 1 5 年 9 月にニューヨークの国連総会で採択され、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指します。国際社会の共通目標であり、貧困や飢餓の撲滅、環境保全、平等の実現など 1 7 項目の目標から成り、そのもとに貧困状態にある全ての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させるといった 1 6 9 の具体的なターゲットが設定されております。日本を含む全ての国連加盟国、地域が 2 0 3 0 年までの達成を目指しております。持続可能性とは広がる格差、不安定化する社会、気候変動など世界はこのままだと続かないという危機感に立ち、今の世代や自分の周りのことだけでなく、自分の子どもや子孫など未来の世代が暮らせる地球であり続けることであり、開発とは十分に食べられなかったり、学校に行けなかったり、病気で病院に行けなかったり、居住地がとても危険だったり、暴力を振るわれたり、自由に意見が言えなかったりすることをなくして、一人一人の人生の選択肢をふやし、安心して自分の能力を発揮できる環境をつくることでもあります。

非常に大きなテーマで、とても個人ではどうすることもできないようなことのように思われるかもしれませんが、大切なことは私たち一人一人が一つでも目標達成に取り組んでいくことであり、自分たちの身近な事柄に置きかえていくと幾つも取り組むことができるものがあるというのがこの S D G s のすばらしいところです。また、S D G s は地方創生の強力な推進力になり、それぞれの自治体が直面する課題を解決してこそ地域社会の持続可能性が高まることは

言うまでもありません。全国各地ではSDGsのバッジ、私が今つけておりますこの17色、17項目のこれがSDGsのバッジでございます。これをつける人や、またSDGsに言及する人がふえてきており、SDGsが浸透し始めております。SDGsの先進的な取り組みを行う自治体として県内でも今4市町村がSDGs未来都市に選定されており、本町においても持続可能な開発目標への取り組みを着実に進めていただきたいと考え、お尋ねをいたします。

まず、小さな1点目、SDGsの基本理念に対する本町の認識と今後の取り組みについて。

2点目、第5次平群町総合計画におけるSDGsの位置づけについて。

3点目、2020年から使用される新学習指導要領にSDGsの理念が反映されることから児童・生徒の学習機会の確保など、学校教育でのSDGsに対する取り組みについて。

4点目、職員、町内業者、町民が認識を共有するための周知の必要性について。

大きな2項目めは受動喫煙対策の強化について質問いたします。他人が吸うたばこから立ち上がる煙を吸い込む受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が本年7月1日、一部施行され、全国の学校、病院、行政機関の敷地内が原則敷地内禁煙となりました。悪質な違反者には罰則が科せられます。東京五輪、パラリンピック開催前の2020年4月には全面施行され、飲食店や職場、鉄道、ホテルのロビーといった多くの人々が利用する施設が原則屋内禁煙となります。改正法は受動喫煙の影響が大きい二十歳未満や病気の人、妊婦らが利用する学校、病院、行政機関、児童福祉施設の敷地内を原則として敷地内禁煙とするよう規定し、屋内は完全禁煙となります。ただ、喫煙者以外立ち入らない区間を設けるなどの受動喫煙防止措置をとれば例外的に屋外に喫煙所を設置できるとしてはいますが、人事院や厚生労働省は推奨するものではないと省庁や自治体に通知をしております。各行政期間は法施行に向けて対応を検討し、屋外喫煙所を設けない敷地内全面禁煙を目指しております。

たばこの健康被害は言うまでもなく、決して吸う人だけの問題ではなく、たばこの煙に本人が吸う主流煙とたばこの先から立ち上がる副流煙とがあり、その煙には多くの有害物質が含まれておりますが、その量は主流煙よりも副流煙のほうが数倍から数十倍も多いことがわかっております。この副流煙を自分の意思とは無関係に吸い込んでしまうことを受動喫煙と呼び、受動喫煙はさまざまな健康被害を及ぼすことが明らかになり、厚生労働省研究班によると受動喫煙による肺がんや心筋梗塞、脳卒中などで国内で年間約1万5,000人が死亡していると推計され、さらに認知症のリスクを高めるとアメリカ・カリフォ

ルニア大学が公表をしております。さらにWHOの発表では、受動喫煙による60万人の死亡のうち5歳未満の子どもが16万人を占めるといわれています。いかに受動喫煙が健康に悪影響をもたらすことが示されております。

平群町では皆様の御理解と御協力をいただき、平成28年7月から本庁舎の全面敷地内禁煙を県内でもいち早く開始をされました。しかし、今回の改正により屋外喫煙所が新設され、吸う場所の確保がされました。このことがマスコミにも取り上げられ、後退したとの負のイメージが付き、私も住民の方から「平群町は健康をどのように考えているのか」と大変厳しいお声を聞いております。

そこでお尋ねをいたします。

まず、小さな1点目、新設された屋外喫煙所に対して、住民や団体などから御意見などはあったのかお尋ねいたします。

2点目、また、設置は一時的なものなのか。今後の計画をお尋ねいたします。

3点目、生駒市や王寺町や人が集まるところを路上禁煙し、受動喫煙対策の強化に取り組まれています。本町の強化対策として町、職員、学校教育、出先機関、町全体としてこれまでどのような取り組みをされてきたのか。また、全ての方の健康のため今後どのような強化対策をお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

大きな3項目めは、災害被害者に対する町税等の減免措置について質問いたします。本町は昭和36年10月31日に災害による被害者に対する町税の減免に関する条例を制定し、昭和36年9月16日の第2室戸台風に係る被害者に対して課する昭和36年度分の町民税及び固定資産税の減免を定めております。近年、御承知のとおり地震を初め風水害による被害が多発する中、多くの方々や被災されております。本町においてもいつ災害の発生により被害をこうむることがあるかわかりません。そのような現状のもと、現在の条例は約60年前に制定されたもので、現在に通じるものではありません。

そこでお尋ねをいたします。

小さな1点目、災害による被害者に対する町税の減免に関する条例は現在においても運用、適用されるのか。本条例に対する認識についてお尋ねいたします。

2点目、今後発生する災害被害者を支援するために町民税や固定資産税の減免措置を含め、今のときに合った条例の見直しをすべきではないでしょうか、お尋ねいたします。

大きな4項目めは、特殊詐欺防止対策機器購入に補助制度の導入をについて質問いたします。近年、振り込め詐欺等の特殊詐欺に加え、事前に個人の資産状況を聞き出し、金銭をだまし取って、強盗に入ったりするアポ電、いわゆる

アポイントメント電話の手口による詐欺被害が全国的に相次ぐ中、これをシャットアウトする迷惑電話対策装置の設置が呼びかけられております。東京都江東区で先月80歳の女性がアポ電を受けた後に殺害される強盗殺人事件が発生をいたしました。奈良県内でも息子や警察官をかたった不審電話は後を絶ちません。

県警生活安全企画課によると不審な電話を受けたとの相談が平成29年1,579件、昨年は1,192件寄せられたそうです。中には「300万円が必要になった。100万円ぐらいあるのか。幾らぐらいだったら準備できそうか」といったアポ電と見られる内容もあったそうです。昨年1年間に県内で発生した特殊詐欺被害119件のうち約75%が自宅の固定電話にかかってきた電話がきっかけだったそうです。そのために固定電話に迷惑電話防止機器を設置することで無用な電話に出る必要がなくなり、被害を防止する効果が期待できることから迷惑電話対策装置を購入した高齢者を対象に購入額の半額等を補助する制度を新設する自治体が奈良県内でも増加をしております。

迷惑電話対策装置は呼び出し音の前に「この通話電話を録音をします」とのメッセージが流れ、通話内容を録音する一方で、未登録番号や非通知の着信を自動的に拒否する機能が備えております。電話機に内臓されているものと外づけするタイプがあり、外づけタイプの価格帯は1万円台から2万円台後半が主流となります。購入された方からは「不審な電話や勧誘が減った」「安心して電話が出られるようになった」「自動で警告や録音、応答してくれるので助かる」といった声が寄せられていると言われております。

そこでお尋ねをいたします。

小さな1点目、本町における振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害発生状況と防止対策について。

2点目、迷惑電話防止機器の設置に補助制度の導入をして強力な対策を実施すべきではないでしょうか。

最後、大きな5項目めは、障害者手帳のカード化をについて質問をいたします。本年4月から身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の様式などを定めた厚生労働省の省令が改正され、交付主体の都道府県などの判断でカード型の手帳が発行できることになりました。従来の障害者手帳は自治体により多少の違いはありますが、縦11.4センチ、横7.5センチ程度の大きさで、紙が使われております。以前から携行の不便さや劣化による使いにくさが指摘されておりますが、補装具の支給状況など後から加筆していく仕様になっているため、これまではカード化は困難でしたが、今回、自治体による情報システム管理など環境が整いつつあることを踏まえて見直されました。

カード型の手帳はプラスチックなどの耐久性のある素材で運転免許証などと同じ大きさになります。また、自治体がカード型を導入する場合でも従来の手帳とあわせて希望により選ぶことができます。公共交通機関で割引を受ける際は乗り降りのたびに提示を求められるなど、日常生活で使用する機会が多い一方、財布に入らず運びが不便、劣化しやすいといった声が上がっていましたが、カード化で不便さが解消をされます。

そこでお尋ねをいたします。

小さな1点目。本町における障害者手帳の発行件数について。

2点目、本町において障がい者の利便性向上のため障害者手帳は紙でなくカード化をすべきではないでしょうか。

以上、端的に明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、窪議員の大きな1点目のSDGsにつきまして、私のほうから1点目、2点目、4点目の内容につきまして御答弁のほう申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1点目のSDGsの基本理念に対する本町の認識と今後の取り組みについてでございますが、人間の安全保障の理念を反映し、誰一人取り残さない社会の実現を目指し、経済、福祉、人権、環境などの広範な課題を統合的に取り組むことであるとまず認識をしておるところでございます。

次に、今後の取り組みについてでございますが、国は第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の新たな視点の中で新しい時代の流れを力にすることを位置づけており、SDGsを原動力とした地方創生を推進することとなっております。今後、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を検討する中で、当町におきましても具体の取り組み事項を協議する必要があると考えておるところでございます。

次に、2点目の第5次平群町総合計画におけるSDGsの位置づけについてでございます。現行の総合計画は平成25年4月に策定されたものであり、その時点ではSDGsの基本理念が公表されたものではなかったことから第5次総合計画に直接的な反映はされておりませんが、総合計画の個々の基本施策の内容にはSDGsの多くの基本理念に相通じるものがあると理解をしております。現在の第5次総合計画では個々の計画における目標指標の数値の更新のみで、現時点では大きな改訂や見直しは行っておりませんが、第2期総合戦略を策定する際にはSDGsの基本理念を反映することがまず必要であると

考えております。

次に、4点目の職員、町内業者、町民が認識を共有するための周知の必要性についてでございます。まずは我々がSDGsの基本理念がどのようなものなのかをさまざまな機会を通じて周知する必要があると考えております。その上で平群町に沿った形のSDGsを検討することを第2次総合戦略を策定する際には調査、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、引き続きまして、窪議員の1項目めの3点目の御質問に教育委員会よりお答えをさせていただきます。

議員お述べのとおり、新学習指導要領の総則には、これからの学校にはこうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらさまざまな社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の作り手となることができるようにすることが求められると記載をされております。

教育におけるSDGsの大きなポイントは、持続可能な社会のづくり手をつくる、イコール次代を担う子どもたちを育てる、育成する。また、そのために質の高い教育を実施していくことであるところのように考えております。

そのような観点から、平群町の学校教育におけます具体的な取り組みとして、子どもたちが確かな学力を身につけることができるよう、平成30年度から小中学校において、奈良県学力向上実践研究事業の実証校として指定を受け、各学校で学力向上に向けた創意工夫ある取り組みを実施をしております。

また、キャリア教育、職業教育の充実としまして、今年度は中学校において県の職業能力開発協会より熟練の技能者をゲストティーチャー、講師として招きまして、講演だけではなく、7職種の実技体験をしてもらうキャリア教育や職業教育の授業を実施する予定でございます。

また、総則にある多様な人々と協働しながらという観点では、本町の各学校で学校地域パートナーシップ事業を展開しており、地域に開かれた学校、地域とともに子どもたちを育てていくことを目標に地域のボランティアさんに参画をしていただき、学校の事業のサポートや学校の美化、清掃活動、さまざまな学校の活動に対しまして、子どもたちと一緒に取り組みを行っているものであります。

一例ではありますが、例年、町内3小学校では竜田川環境浄化推進協議会の協力を得ながら、生活排水と水質汚染の関係や水生生物の学習に取り組んでおります。子どもたちが身近で歴史に名高い竜田川の環境を知ること、自分たちは未来に向けて今、何をしなければならないかを考える学習はSDGsの理念そのものであると考えております。

来年度から新学習指導要領が完全実施されますが、2030年度までの持続可能な開発目標に向けて、子どもたちの身近な問題を教材とすることで課題意識を持たせるよう、さらに取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。まず、このSDGs基本理念に対する認識と取り組み、また第5次総合計画との位置づけであります。今後の取り組みとしてSDGsを原動力とした地方創生を推進するために、午前中の下中議員の質問でもございましたが、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する中でこのSDGsの項目に対する取り組みも事項として検討したいと考えてるということで前向きな御答弁をいただいたと思っております。第5次総合計画は両方ともが相通ずるものがありますので、今回、見直しはどうもされないようですので、これも含めて今、国連で、日本中が、世界中がこの分に取り組んでいかれてるときに平群町も乗りおくれなようにお願いしたいと思います。

それで、再質問ですけれども、教育委員会にお尋ねしたいんですが、学校教育ということで今、本当に多種多様な取り組みをしていただいていることはよくわかりまして、大変評価したいと思います。ただですね、その内容がSDGsにも直結するものであります。このSDGsという言葉は町内にももちろん、子どもたち、学校教育にもなかなか浸透してないのではないかと思います。SDGs未来都市宣言、近隣では三郷町が選定されて、安倍総理から受けられておられましたのを見ておりましたが、いろんな角度でSDGsを打ち出して、それによって子どもたちにもいろんなことを、自分が何ができるのか、どういことができるのかということ子どもたちに考えていただいて、やはり世界のこの平和な社会をつくるために少しでも、この17項目のうちの私はこれに努力していくとか。例えば、レジのレジ袋も同じですね。そういうのも一つ入ってますね。自分ができるところをすることで意識を持って、世の中の役に立てるという自覚を持てるような教育をやはりしていただきたい。SDGsの言葉と、また意味を学習のほうで御指導が必要だと思っておりますが、どのようにお考え

かお尋ねしたいと思います。

そして、職員の皆さんとか町民の皆さん、周知の必要性についても質問させていただきましたが、しっかりと今も教育委員会にも再質問させていただいてますように、いろんな機会を通じて、やはりこの理念ですね、みんなで誰一人取り残さないというこの理念を持って取り組んで、あらゆる機会でも周知をしていただくことをお願いしておきたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

議員述べていただきましたように、SDGsという言葉自体、学校では浸透していないというのが実情でございます。学校教育の中で子どもたちがSDGsの言葉や意味を理解できるよう、今思っておりますのは校舎長会で協議いたしまして、各学校に浸透していくよう努めなければならないなと考えております。

また、可能でありましたら、来年度の各学校の教育課程の編成がございます。その中にSDGsの理念を盛り込んでですね、各学年に応じて子どもたちに考えることを教え、そしてまた、そうすることによって教職員にも浸透させていきたいとこのように考えておるところでございます。

○議長

窪君。

○10番

大変前向きな御答弁いただき、ありがとうございます。本当に今世界の潮流となっておりますので、これを知らないということは大変恥ずかしいと思いますので、しっかりとした理念をもとの教育をさらに取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

最後に、このSDGsの平群町での推進について、西脇町長に御決意をお尋ねしたいと思います。

○議長

はい、町長。

○町長

それでは、SDGs推進についてお答えをさせていただきます。

SDGsについては持続可能な開発目標について17項目の目標が定めており、豊かで活力ある未来をつくとされており。平群町においても環境、教育、人権、防災、農業振興、健康長寿、平和と安全など町内の企業や住民、

そしてボランティア団体とも力を合わせてSDGsの基本理念であります誰一人取り残さない持続可能な目標をもって、豊かで活力ある未来都市に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。現実、今議会でも財政大変厳しいというお話が続いておりましたが、平群町も多くの課題を抱えておりますが、心は世界的な大きな視点に立っていただいて、町内にSDGsの大切な理念をあらゆる機会を通じて発信していただきますことをお願いをいたしまして、この質問は以上で終わらせていただきます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、2項目め、受動喫煙対策の強化へについて御回答させていただきます。3点ほど質問いただいておりますので、順次回答させていただきます。

まず、1点目でございます。改正健康増進法の施行に伴い、特定屋外喫煙所を設置しての敷地内禁煙としています。しかし、敷地内禁煙から特定屋外喫煙所につきましては、やはり後退という負のイメージを与えており、住民や団体から特定屋外喫煙所の撤去及び健康被害について2団体から要望を受けております。そのことにつきまして深く受けとめて、今後の受動喫煙対策の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の質問でございます。本町の受動喫煙対策は平成19年4月より本庁舎建物内の禁煙を開始し、安全衛生委員会での協議、また議会の皆様の協力のもとで、平成28年7月1日より本庁舎の敷地内禁煙を開始しております。そのほかプリズムめぐり、はなさとこども園、ゆめさとこども園、小中学校は敷地内禁煙としております。しかし、残念ながら現状は、敷地内禁煙の取り組みの中での職員の敷地外での喫煙での苦情などもいただいております。そのことから、周辺住民の方の受動喫煙の影響を及ぼすことを懸念し、法に基づく受動喫煙を防止すべく措置がとられた特定屋外喫煙所の設置に至ったところであります。加えて、職員の勤務時間内の禁煙を努力義務とし、受動喫煙防止に努めているところでもあります。

今後の取り組みとしましては、特定屋外喫煙所の設置措置による敷地内禁煙は法律上認められているものの、特定屋外喫煙所の設置をしないでの敷地内禁

煙が望ましいことは重々認識しており、現在の施設については簡易施設であり、勤務時間内禁煙を徹底し、将来的には特定屋外喫煙場所を撤去する方針であり、あわせて喫煙する職員への情報提供などの職員の健康支援も継続して行います。また、受動喫煙対策の効果を確認するため庁舎付近の浮遊粉じんの濃度測定を行うことも検討してまいります。

3点目の質問でございます本庁舎以外の受動喫煙対策の取り組みとしましては、水道庁舎、清掃センター、中央公民館、野菊の里斎場も本庁舎同様に特定屋外喫煙所を設置し、勤務時間中の禁煙を努力義務として受動喫煙防止に努めております。本町職員への取り組みとしましては、健康支援として課長所属長会議で配布している「すこやかニュース」を通じまして、喫煙や受動喫煙による健康被害を周知しています。また、安全衛生委員会において、産業医により禁煙治療方法などについて周知を行っております。喫煙による健康被害は深刻な健康課題であります。禁煙する意思を持つことは容易ではなく、禁煙を考える動機づけとなるような情報提供を繰り返し行ってまいりたいと考えております。

こども園を含めた学校教育での取り組みについては、はなさと、ゆめさと両こども園、3小学校及び中学校においては建物内、敷地内は全面禁煙であり、運動会などのイベント行事では保護者等へは事前に禁煙である旨の通知を行い、当日は放送による敷地内禁煙のアナウンスに加え、張り紙を施設内に掲載し、加えてPTA役員によるパトロールを行い、受動喫煙防止の対策を講じております。

そのほかに未成年者の受動喫煙防止対策としまして、南小学校6年生にプリズムへぐりの職員が受動喫煙防止教育を年1回実施し、その際、感想文とともに家族や身近な人に向けたメッセージや標語を書いてもらい、プリズムへぐりに掲示しているという取り組みも行っております。

また、妊娠届け出時や乳幼児健診時にたばこについてのチラシの配布や、平群禁煙デーとして毎月第1金曜日の街宣、プリズム健康フェスタ、町民体育大会での啓発活動など、行政だけでなく、たばこ対策推進員の御協力を伴って取り組んでおります。平群町商工会にも健康増進法改正のチラシを会報誌に同封して周知をする取り組みを行ってきました。

今後の強化対策につきましては、先ほど述べましたような取り組みを継続して行い、受動喫煙による健康被害をなくす努力を続けてまいります。

以上でございます。

○議長

窪君。

○ 1 0 番

再質問、何点かさせていただきたいと思います。受動喫煙対策の強化へいろんな角度で、今、課長のほうから御説明ありましたが、取り組んでいただいていることもよく認識しております。

まず1点目ですが、この屋外喫煙所に対して2団体から要望があったということですが、正式団体名とそれから具体的な内容をお尋ねします。また、私も奈良新聞を見たときに大変ショックを受けました。住民の皆さんもたくさん見られてたようでございます。この負のイメージを、今まで奈良県下で一番先駆を切って受動喫煙対策に取り組んでいただいでて、本当に議会を初め職員の皆さん、また保健師の皆さんに御努力をいただいて奈良県トップの受動喫煙、全面、この喫煙ですね、敷地内全面禁煙をいち早く取り組んでいただいた平群町がこの負のイメージを与えてしまった、このことについてどのように受けとめられているかお尋ねしたいと思います。

そして2点目ですが、簡単に言いましたら、将来的にこの喫煙所を撤去する方針であるということですが、この将来的に撤去するということはいつごろの御予定でしょうか。

3点目でございますが、本庁舎同様屋外喫煙所が設置されてるのは水道庁舎、清掃センター、中央公民館、野菊の里斎場等々、勤務時間中の禁煙を努力義務としているということですが、近隣自治体ですね、どのような状況か、どのように把握されておられるか、お尋ねしたいと思います。

そして、教育委員会のほうにお尋ねしたいんですが、今、南小の6年生を対象に年1回受動喫煙防止教育を実施されてると御答弁いただきましたが、大変素晴らしい内容の取り組みをしていただいでることに私も評価をしたいと思います。民生委員さんが薬物の防止をするために年1回、中学3年生の児童全員に対していろんな研修をしていただいでております。やはり、小さいころからこの受動喫煙の強化、このことについて、やはり小さいときから教育をしていかないと、やはり大きくなってはなかなか禁煙に取り組むのは難しいということも思いますので、他の小学校においても実施が必要と考えますが、どのようにお考えでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○ 議 長

総務防災課長。

○ 総務防災課長

たばこに関する要望書を出された2団体ということで、その名称なんですけれども、1団体は平群たばこ対策推進協議会と、平群町健康づくり推進協議会の団体のほうからいただいでております。いずれも敷地内禁煙の徹底なんですけど

も、特に回答もさせていただいております特定屋外喫煙所ですね。これを撤去して以前、その喫煙場所のない敷地内禁煙の実施というふうな要望をいただいております。

それからあと、この負のイメージというんですか、これに対する考えということなんですけども、質問にもありますとおり人事院や厚生労働省、いろんなところから、法律は改正になったけども確かに勧めるものではないと、こういうおっしゃったとおりのことも聞いております。ただ、私どものほうは先ほど言いましたとおり、一部敷地外で吸ってる状況を住民の方からも苦情というもいただいております。その中で一応一定法律の中での可能な建物なのかなということで設置をさせていただいたということでございます。

それのついでの撤去の時期はいつだというふうな話でおっしゃっていただきまして、これもいろいろ勤務時間中のこともうたっております、職員組合ともいろいろ協議も行ってる経緯もございます。そんなこともございますので、できるだけ早い時期には行っていきたくて思っておりますが、少し考えていきたくて思います。

それと、近隣の状況でございます。近隣であれば全てが基本的には敷地内禁煙というふうになっておりますが、特定屋外喫煙所を設けているところというのは、近隣でしたら生駒市は屋上に設けてるというのは聞いておりまして、あと奈良県庁はもちろん設けてるということでございます。あと、近隣では斑鳩町、三郷町は特に今、設けていないというふうに聞いている状況であります。

私どものほうからは以上でございます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、教育委員会から御答弁させていただきます。

今現在、南小学校の授業で取り組んでおる件でございますけれども、保健の教科におきまして、その中に「病気の予防」という単元があるんですけれども、その中の喫煙の授業の中で専門家の保健師さんに学校へ来校をしていただきまして受動喫煙の防止教育というのをさせていただいております。これにつきましてはもうとても大事な取り組みであると考えておりますので、まだ未実施の学校につきましても紹介しながら、強制的にということは難しいですけれども、校園長会等でおろして紹介をしていきたいとこのように考えておるところでございます。

○議長

窪君。

○ 1 0 番

ありがとうございます。町で関係団体 2 団体ですね。受動喫煙対策に対してこの 2 団体、本当にいろんな角度からお取り組みをいただいております。町民体育大会におきましても本当にずっと歩いてくださったりとかいろんな角度で取り組んでいただいております、本当に私も議会議員として大変申しわけないなという思いでいっぱいであります。

また、できるだけ早い時期にということではありますが、本当はすぐにでもという思いではありますが、いろいろ御協議もされないといけないのかなと思います。ただですね、私もこの質問をさせていただきますには、町民の方からのお叱りもありましたが、また、たばこを吸われる方々の権利も重々理解をしているつもりであります。中にはたばこ税で貢献してるとかおっしゃってくださってる方も、今まで 10 年間の間にたくさんお聞きしました。ただ、医療の面からは医療費の高騰にもつながることは、医学のそういうものにも検証されております。しかしですね、重々理解しておりますが、役場本庁舎というのは第 1 種の施設であります。公共施設でありますので、住民の皆様が本当にたくさん来られるわけですね。ですので、まず職員の皆さんには御理解をいただき、本来は健康のために禁煙をしていただきたい。でも、吸われる方の権利もあるということも私も認識をしております。一日も早く、やはり皆さんが来られる公共の施設だけは、この出先機関もでございます。やはり、たばこを吸った後 40 分間は受動喫煙のあれがあるということも、どこまでそれが正しいかわかりませんが、そういう取り組みをされてる自治体もあるとお聞きをしておりますので、一日も早く皆さんの合意を、御理解をいただき、屋外喫煙所の撤去に取り組んでいただきたいと思います。

その上に立って、来ていただく住民の皆さんにもたばこを吸いたくても御理解と御協力をいただかないといけないわけですから、私たちは、職員の皆さんも議員も町税を、血税をいただいた公人でございますので、やはり住民の皆さんの健康、また職員の皆さんの健康を守るためにもどうか御理解をいただきたい。一日も早く屋外の喫煙所の撤去をしていただき、もともとの本当に敷地内全面禁煙ということに戻していただけるようにもう切に切に、この議場をお借りしてお願いをしたいと思っております。職員の皆さん初め全ての平群町の皆さんの健康のためにお願いをさせていただきたいと思っております。

最後に西脇町長の御決意をお願いしたいと思います。

○ 議 長

はい、副町長。

○ 副町長

町長にということですが、私のほうからお答えさせていただきます。

町の取り組み、考え方につきましては、ただいま申し上げましたとおりでございます。団体のほうからの要望を受けております。このことにつきましても重く受けとめておるところでございます。7月の健康増進法の改正に伴いまして、申し上げましたとおり職員には敷地内禁煙、あわせて休憩時間を除く執務時間内の喫煙禁止ということにさせていただきます。現在ほぼ職員は守ってくれてるというふうに認識はしております。ただ、たばこにつきましては合法的な嗜好品でございます。強制はできないということで、現時点では努力義務ということにさせていただきます。ただ、このことで禁煙のきっかけになる、喫煙者の減少につながればということも考えておるところでございます。

それと、特定屋外喫煙施設につきましては、これはタイミングを見て撤去の方向で考えております。いずれにしても、この受動喫煙の対策につきましては課長・所属長会議、また管理職の課長会議、そういった中でも再三申し上げておるところでございます。また、来月10月に安全衛生委員会を開催します。このときにも議題としていきたいというふうに思っております。

議員御指摘の役場庁舎の受動喫煙の対策につきましては、まず率先して行っていく。引き続きまして、町を挙げてこの受動喫煙の対策強化につなげていきたいなとこのことを申し上げておきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。今、健康保険課が受動喫煙のない社会を目指すという厚生労働省が発行されておりますワッペンですね。今、辰巳課長がつけられておりますが、それをつけてくださっております。笑顔のマークではなく、その受動喫煙のない社会を目指すというマークをつけてくださっております。ぜひとも、たばこがなかなかやめれないという方もいらっしゃると思いますが、タバコを吸われる方も吸われない方も全て、この受動喫煙から全ての方々の健康を守るために平群町として、西脇町長、植田副町長中心に全力で、全ての出先機関も含めまして、屋外の喫煙所の撤去を目指して取り組んでいただくことをお願いをしておきたいと思っております。

以上でこの質問は終わらせていただきます。

○議 長

税務課長。

○税務課長

それでは、窪議員さんの3項目めの災害被害者に対する町税等の減免措置についてお答え申し上げます。

まず、1点目の災害による被害者に対する町税の減免に関する条例に対する認識ということでございますが、近年各地で起きている異常気象、また台風等による災害等、テレビなどにより頻繁に放送されており、いつ本町でも大規模な災害が起こるかもしれません。本町において条例が整備されているのかを以前から確認しておりましたが、議員お述べのように、現在あるのは昭和36年の第2室戸台風による被害者に対しての時限立法方式の条例であると認識しております。よって現在においては適用いたしません。

2点目の今後、条例の見直しについてですが、平成12年4月1日付自治税企第12号の災害による被害者に対する地方税の減免措置等について、各都道府県知事宛てに自治事務次官通知ということで、災害被害者に対する地方税の減免措置等の取り扱い例として、災害が地方団体の区域内に広範囲に発生した場合には地方団体の長は法第72条の62、また第323条等の規定に基づきまして、その都度条例を定めて減免することとなっております。大災害について時限立法方式をとっているのは、その都度その実態に応じて条例を設けることが適切であると考えられるからということでありまして。しかし、今後これについてはもう少し調査研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。今、条例がありましても現在は適用できないということで、わかりました。ただ、いざというときにはその都度条例を定めて減免することができるということは国のほうから通達があったようでございますが、県内のこういう条例に対して状況把握されておられますでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長

税務課長。

○税務課長

お答えいたします。

県内での条例制定につきましては5町1村、うち本町も含む2町は時限立法方式でございます。要綱制定は1市1町4村、また規則で1村でございます。合計13市町村でございます。

○議長

窪君。

○ 10 番

県内でこういう条例、要綱、規則でとられてるところもあると思いますが、今後、本当に災害がいつどのような形で発生するかわかりませんので、しっかりと明文化していただきたいと思います。条例をされるのか要綱で取り組もうと検討されているのか、その点もう少し詳しく御説明願いたいと思います。

○ 議 長

税務課長。

○ 税務課長

再質問にお答えいたします。

今、先ほども言いましたように、全国あちこちで災害が起こってる状況ですので、条例につきましては先ほどお答えしたとおりでございますが、要綱等の制定も含めまして、今後、早急に前向きに調査研究してまいりたいと思っております。

○ 議 長

窪君。

○ 10 番

ありがとうございます。条例も含め要綱等の制定も前向きに取り組んでまいりたいとこのように受けとめさせていただきたいと思います。

できるだけ早期の制定に取り組まれることをお願いをいたしまして、この質問は以上で終わらせていただきます。

○ 議 長

観光産業課長。

○ 観光産業課長

それでは、窪議員の大きな4項目めの特殊詐欺防止対策機器購入に補助制度の導入をの1点目の本町における振り込め詐欺など特殊詐欺の被害発生状況と防止対策についての御質問にお答えいたします。

まず、特殊詐欺とは、一般的に面識のない不特定の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、預金口座への振り込みその他の方法により現金等をだましとる詐欺のことであり、振り込め詐欺とそれ以外の特殊詐欺に分類され、さらに振り込め詐欺はオレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺等に分類されております。

議員のおっしゃられたとおり、近年奈良県下においても振り込め詐欺等の特殊詐欺や悪質商法の被害は増加しており、特殊詐欺の中でもオレオレ詐欺と架空請求詐欺被害が約90%を占めております。そういった状況の中、平成29

年は奈良県の被害件数が158件、被害金額が3億7,700万円に対し、平群町では被害件数が2件、被害金額が476万円、平成30年は奈良県の被害件数が119件、被害金額が4億6,570万円に対し、平群町では被害件数が1件、被害金額が99万円、令和元年上半期現在では奈良県の被害件数が65件、被害金額が8,825万円に対し、平群町では被害件数が3件、被害金額が985万円となっております。

また、本町での防止対策としましては、町内の住民や団体を対象に平群町消費生活相談員や奈良県消費生活相談員を講師に迎え、無料出前講座を開催し、奈良県内または平群町内で発生、相談のあった特殊詐欺の最新の事例についての被害状況、具体的な手口、身を守る対策を繰り返し説明するほか、近年、町内で特に相談が多い訴訟名目のはがきにより現金をだましとる架空請求詐欺については町広報紙内で周知するなど啓発を中心に取り組んでおります。

2点目の特殊詐欺防止対策機器の購入に補助制度の導入をの御質問にお答えいたします。

不審電話から特殊詐欺等の被害に遭われる場合、不意の電話や言葉巧みにだましてくる犯人の話術等で、被害者の多くはふだんならおかしいと気づくはずのことが気づけず、冷静な判断ができなくなることから、不審電話から犯罪被害を防ぐには犯人と会話しないことが重要であり、議員のおっしゃられたとおり、被害の勧誘手段割合の約70%が自宅の固定電話であり、詐欺の被害者層と固定電話の購買層、これが60歳以上が約70%となっております。そういったこととも一致することから特殊詐欺勧誘の入り口である電話機に対策をすることは有効な手段であり、迷惑電話防止機器の設置は無用な電話に出る必要がなくなり、被害を防止するという点で効果があることは間違いないかと思われま

す。

本町としましては、特殊詐欺防止啓発活動の一環として無料の出前講座を実施しており、その講座の中におきましても継続的に被害事前防止対策で迷惑電話防止機器の紹介に加え、専用機器の購入費用がかからない方法としまして、既存の固定電話機を常時留守番電話にしておく方法について重点的に推奨してまいりました。このことから迷惑電話防止機器購入については現段階の平群町内の被害件数の推移と個人負担に対する費用対効果を十分考慮することが必要と考えております。また、平群町の厳しい財政状況を考えますと、新たな補助制度導入は非常に困難な状況であることから、まずは広報やチラシ等で既存の固定電話機の、常日ごろから留守番電話に設定するということについて推奨していきたいと。それと迷惑電話防止機器の存在の周知もあわせてやっていきたいと。電話に出ってしまった場合の具体的な対処方法、相談窓口の紹介につい

でも啓発・周知にこれまで以上に一層努め、住民の皆さんに今すぐに効果的に取り組める正しい情報の提供に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。今、課長が平群町の被害件数、金額述べられましたが、これは本当に届け出をされた件数だけで、本来はもっと大きな額で、もっと多くの件数があるのではないかと思います。私も1件かかわらせていただいた方が3,000万円を超える被害ですね。お1人で被害を受けられて、平群町始まって以来の被害を受けられたという御相談がありましたが、ここには金額には入っておりません。ですので、これは本当に一部分だけの件数で、もっともっとたくさんの方が被害を受けられていると思います。

そこで再質問ですが、本町の出前講座で防止対策等に取り組まれているということですが、この防止対策の出前講座の平成30年度の実績と、それから決算額ですね。決算と財源の内訳についてお尋ねしたいと思います。

それから2点目ですが、財政厳しいから困難だということですが、まず近隣自治体のこのような補助制度の導入の状況とどのぐらいの予算が必要なのか試算されておられましたらお尋ねしたいと思います。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

まず、出前講座の実施状況なんですけど、平成30年度につきましては4回にわたって出前講座をやっております。そこに参加された人数は160人となっております。中央公民館で2回、人権交流センターで1回、平群北小学校で1回、それぞれ消費者トラブルの回避、悪質商法の現状、手口、クーリングオフだとか特殊詐欺について、そういったものについての講演をさせていただいております。

それと、平群町30年度決算におけます事業費と内容なんですけど、事業費としましては28万3,155円の決算でございます。そのうち27万9,000円が消費者行政活性化助成事業ということで交付金を受けております。中身はその出前講座等の報償費だとか、平群町の講師の方の研修旅費だとか、あとは啓発物品などの消耗品費などの経費でございます。

近隣の状況なんですけど、奈良県下ではこれの助成事業としまして3市1町が

助成事業をやられております。大和郡山市では平成28年度からですね。あと生駒市、奈良市、それと今年度から斑鳩町が助成事業に取り組んでおられまして、それに対する事業費なんですけど、基本的には単独費用ということで、大和郡山市については地方消費者行政推進交付金を受けられてまして、これは100%県費補助です。郡山市、生駒市、奈良市については被害件数もかなり多いということもありまして助成されてる機械の台数も50台とかいうオーダーのようです。斑鳩町につきましては令和元年度からやられてまして、今現在7件助成されてるということで、対象機器の購入費の2分の1の助成、ただし上限は1万円ということで、2分の1、1万円の上限というのは3市1町とも同じです。ちなみに対象になる住民の方については満65歳以上の方と。なおかつ町税を滞納していないというような条件でございます。

よって、近隣でいいますと、斑鳩町で7件ということですから、金額はちょっとお聞きしてませんが、上限の1万円だとすれば7件ですから7万円と。予算的には10台分を予算化されてるということで10万円ほどの予算を計上されてるとのことでございます。

○議長

窪君。

○10番

今、消費者行政活性化助成交付金を活用して出前講座等をやっていたというのですが、ちなみにこの助成もずっと永久ではないというふうの一部聞いておりますけれども、本来は大和郡山のように、この交付金を使って、全額国の負担でしていただければ財政が厳しくっても、斑鳩町は10件で10万円の部分の予算を立てられて、今7件ということではありますが、使えると思うんですが、平群町ではこの国の交付金を活用してできないのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

平群町におきましては、消費者行政活性化助成金事業というのを平成22年度からやっております、これについては消費者相談窓口の設置ということでの事業でございます。この事業につきましては、30年度決算では交付金が27万9,000円ということで申し上げたんですが、今年度令和元年度、令和2年度につきましては、相談窓口の先生の研修旅費に対する交付金だけということで、予算的には令和元年度で2万円となっております。要は、この事業そのものの交付については令和2年度までということになっておりますので、それ

以外にこの電話機に設置するような機器の助成に対して交付金を使うということとは基本的にはできないと。また、別メニューに国のほうでも切りかわっていくということなのです。

大和郡山市に関しては平成28年度よりこの交付金を利用した事業として機器の助成をされてますけども、それまでに郡山市さんに関してはこの消費者行政活性化助成事業を活用されておりましたので、新たにこの事業を活用して機器の設置の助成をされたということです。よって、生駒市、奈良市、斑鳩町に関してはもちろんその交付金事業については利用せずに単独費でやられてるということでございます。

○議長

窪君。

○10番

御丁寧な御説明いただきましてありがとうございます。要はこの交付金、9年間使ったからもう使えないというふうに受けとめさせていただきます。ただ、たった10万円、1万円、2分の1補助の半額補助の上限1万円ではなく5,000円で全国でもやられているところたくさんあります。ただ広報、チラシでやられてもなかなか、警察のチラシ、「やまとの安全」というこういうチラシも皆さんのもとにも各家庭にも行っていると思いますが、こういうところでも書かれておりますが、なかなかこれが書かれててもやっぱりこういう被害が出ますのでね、やっぱりこういう助成制度いうのができたらやってみようかなとこういうふうになりますので、今、課長、広報、チラシ等々でまたこういうのがあるということで周知しているということですが、それをしていただきながらですね、やはり、幾ら財政が厳しくてもたった10万円すらでも、1回5,000円にしてもですよ、それも出せないのかということになりましたら大変情けない話であります。しっかりと協議をしていただき、また国のほうにも、国、日本全体がこういうことで被害を受けられてる方たくさんいらっしゃいますので、国のほうにも国会議員通じて私も要望させていただきます、そういう交付金、使いやすい交付金ができるときには、国のほうが動いたらこれ導入されますかね。その点、1点だけお尋ねしたいと思います。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

同様のこの事業の交付金といいますと、100%補助というようなことですから、そのような事業メニューがありましたら当然取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。まず特殊詐欺防止対策機器の周知啓発に全力でわかりやすく広報していただき、予算の確保に取り組んでいただくことをお願いいたします。この質問は以上で終わらせていただきます。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

それでは、窪議員の大きな5項目めの障害者手帳のカード化について御質問にお答えいたします。

まず、1点目の本町の障害者手帳の発行件数についてですが、現在、身体障害者手帳で844人、精神障害者保健福祉手帳で174人、療育手帳で157人となっており、合わせて1,175人となっております。

次に、2点目の障害者手帳のカード化についてですが、障害者手帳のカード化につきましては議員お述べのように地域のニーズに応えるため平成31年4月よりプラスチック製カードで交付することが可能となっております。障害者手帳の交付主体は都道府県と定められており、今年度の手帳のカード化に関し、近畿の府県合同で会議が開催され、従来より実施されている公共交通機関の割引や有料道路割引の記載方法などについて検討が行われたと聞いております。奈良県につきましては、カード化の時期は未定ではありますが、近畿の他府県と足並みをそろえ、進めていこうと検討されているとのことでございます。

町としましては、耐久性があり、利便性のメリットのほか、奈良県外からの転出入者にカード化の取り扱いに差を生じさせないためにも手帳のカード化の実現に向けて県に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。このカード化によりまして公共交通機関で、また有料道路での割引記載がこのカードにされるようになるそうですので、障害者手帳の交付主体は政令市と都道府県であります。私ども公明党の県会議員が6月議会にもこれを一般質問をして要望しておりますけれども、町としてもやっぱり、現場の自治体も県にしっかりと要望していただきたいと思っております。どのような方法で県に要望されようとお考えでしょうか。1点お尋ねしたいと思いま

す。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

県の要望の方法っていうことでお尋ねと思います。

毎年年度初めのほうに郡の町村会通じて、県への要望の照会があるとなつて  
いますので、そのときに近隣町とも協力しながら早期にカード化が実現できる  
よう一緒に要望していきたいと考えております。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。現場はここ役場ですので、市町村ですので、しっか  
りとお声を上げていただくことをお願いしたいと思います。

障がいをお持ちの方々の利便性の向上のためにも一日も早いカード化の実施  
を目指し取り組んでいただくことをお願いをいたしまして、以上で私の一般質  
問は終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長

それでは、窪君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 3時41分)